

(砂原屋敷と云へるは同)にありし頃の勸請なりと傳ふれども、數度の火災に書類焼失して、其の後の沿革詳ならず。境内は參百九拾坪にして、本殿・幣殿・拜殿・神饌所・神器庫・社務所を存し、末社に稻荷神社あり。氏地は當町及び天滿橋筋西三丁目・天滿橋筋六丁目・同七丁目・天滿橋筋東三丁目・樋之口上之町・同下之町にして、例祭は七月十八日・秋祭は十月二十六日に行はる。

正徳寺

正徳寺は天滿橋筋七丁目字花の下にあり、清源山と號し、黃檗宗萬福寺末にして釋迦如來を本尊とす。天平七年正月十八日僧正行基の開創せし所なりと傳へ。其の後荒廢せしを、萬治三年九月唐僧大眉善性和尙の法子覺翁大和尙之を再建し、本山に送入して萬福寺末となり、明治十三年九月十一日北長柄村字松の下にありし末寺瑞祥庵を合併す。同庵は創立の年月詳ならず、寶曆八年三月三日獨痴和尙の再建たり。境内は五百拾壹坪四合六勺を有し、本堂・庫裏・玄關・樓門を存す。

領主及び區畫の變遷

本地は元和以後徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料地となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締に移り、同二月一日兵庫裁判所の支配に轉じ、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同八月二日更に兵庫縣の管轄に轉せしが、翌九月十九日大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第三區一番組に屬し、同八年四月三十日第六大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區三小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内とな

り、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日南長柄村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至る。

舊	稱	高	石	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	町村制施行	町村制施行
國分寺村	110,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
		有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	一日現在反別	一日現在人口	

天神橋筋東四丁目・本庄中野町・本庄黒崎町・本庄浮田町・本庄葉村町・本庄横道町・本庄東權現町・本庄西權現町(八ヶ町)

此の八ヶ町の地はもと西成郡豊崎村大字本庄の内にして、明治三十年四月一日同大字の内字東流山千五十一番地以南・字東流山と同猿樂の間を通ずる悪水路の右岸以南・字浮田八百二十四番地の北より字上中野四百七十六番地の北に通ずる道路の北端以南・字南中野四百五番地以南・字三味の側二百九十一番地乃至二百九十三番地以南の地を大阪市に編入せられしもの即ち本地なり、故に本地舊來の沿革等は同大字の條に記する所の如し。而して本地は大阪市に編入せられて北區に屬し、豊崎大字本庄と稱せしが、同三十三年四月一日從來の地名を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字東流山・同西流山の反別貳町參反七畝拾五歩を區域として天神橋筋東四丁目、字上中野・同奥中野・同南中野・同三味の側・同西ミドロの反別六町八反壹畝八歩を區域として本庄中野町、字畔崎・同淵の側の反別五町九反壹畝八歩を區域として本庄黒崎町、字浮田・同長刀の反別五町參反四畝貳拾

七歩を區域として本庄浮田町、字東葉村・同西葉村・同葉村の反別六町貳反七畝四歩を區域として本庄葉村町、字横道・同山の鼻・同山ノハナの反別六町四反八畝拾歩を區域として本庄横道町、字東權現の反別貳町七反歩を區域として本庄東權現町、字權現の反別貳町九反壹畝四歩を區域として本庄西權現町と改稱せらる、現在の各町是れなり。

各町中なる本庄横道町・本庄黒崎町・及び野崎町・天神橋筋西一丁目に跨れる五萬九千貳百六拾壹坪七合五勺の地は、大阪監獄のありし所なり。同監獄は明治十五年十二月堀川監獄分署として設置ありし以來、大阪府に依りて經營せられ、後國庫支辨となりて司法省の所屬たりしが、市街の發展するに従ひ、廣大なる同監獄の其の間に介在せるは、市街發展の妨となるを以て、之を他に移轉すべしとの議は、殆んど市民上下の輿論となりしかば、政府は和泉國泉北郡向井町大字向井に地を卜して、假建築成り、大正九年六月一日より同所に移轉せり。依て敷地全部は貳百六萬餘圓を以て大阪市に拂下げらるゝことに決し、市は此の地を以て小學校・工業研究所・女子職業學校の敷地に充て、小公園を設置し、市營住宅を建築し、其餘れるものは之を一般市民の希望に應じて貸與するの方針なりといふ。尙同所にありし監獄を堀川監獄と呼びしは、天満堀川に沿へる所なるより稱せられしものと知るべし。

幸松寺

幸松寺は本庄浮田町にあり、永昌山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊

大阪監獄の舊址

稱名寺

とす。延享四年日達（註）の創立なり。明治三十一年十一月一日北區川崎町より當所に移轉せり。境内は參百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・同建添・書院・門を存す。外に妙見堂あり。

善徳寺

稱名寺は本庄葉村町にあり、解脱山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。光立寺村の住人北本又右衛門は剃髮して正善と號し、本願寺顯如法主の直弟となり、文祿二年三月三日檀家の協力を以て創建せしもの即ち當寺なり。もと西成郡中津村大字光立寺にありしが、明治三十二年六月當所に移轉せり。境内は、貳百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・客室・太鼓樓・鐘樓堂・藥醫門を存す。善徳寺は同町にあり、法秀山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和九年八月能勢郡倉垣村に於て日空の創建せし所なり。明治十年十一月二十六日當所に移轉す。境内は六百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に鎮守堂ありて經王大善神を祭る、もと木本昌齋の鎮守たりしを、明治十年十二月當境内に移せるものなり。

本庄村の内	舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿七年七月一日現在反別	明治廿七年七月一日現在人口
							三八二二	三二二

南濱町

本町の地は、もと西成郡豐崎村大字南濱の内なりしが、明治三十年四月一日同大字の内字蘆原・蓮

田・及び石橋を通ずる悪水路の右岸以南の地を大阪市に編入せられたるもの即ち本地なり、故に本地
舊來の沿革等は、同大字の條に記する所の如し。而して本地は大阪市に編入せられて北區に屬し、豊
崎大字南濱と稱せしが、同三十三年四月一日新に南濱町と改稱せらる。

如在庵

如在庵は字石橋にあり、日蓮宗本照寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。享保五年十月
本照寺十一世日相の農地を借受けて創建せし所なり。天保八年回祿に罹り、嘉永元年九世惠應尼の代
に、大坂道頓堀九郎右衛門町の人和川助三郎更に敷地を買得して寄附し、同二年有縁の協力を以て本
堂・庫裏を再建し、後、住職榮滿尼庫裏を再建し、小座敷を造營し來れる尼寺なり。境内は貳百七拾
四坪を有せり。

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年十二月一日現在人口
南濱村の内						二、〇〇六	一〇八

北野佐藤町・北野牛丸町・北野大深町・北野小深町・北野芝田町・北野茶屋町・北野松
本町・北野角田町・北野小松原町・北野高垣町・北野堂山町・北野東之町・北野西之町・
北野太融寺町・北野兎我野町・西寺町二丁目・西梅ヶ枝町・野崎町（十八ヶ町）

此の十八ヶ町の地は古來西成郡に屬し、南中島の内にありて喜多野と呼びしが、天曆元年洛の北野に
菅公廟の建てられしより、音聲相通するを以て喜多野を改めて北野村と稱す。もと兎我野庄とも呼び

しといふ。其の大阪市街に接して地域の交錯せるものありしかば、明治六年十一月十七日市郡境界の
整理あるに際し、彼此に出入せり。即ち本地の内堀川戎社及び南隣の地を大阪市街北大組の西堀川町
に、寺町橋通難波橋筋東南角及び西南角の地を同伊勢町に編入し、之と反對に同大組第九區の附屬に
る檜村屋敷・及び天満西寺町の内冷雲院・幡龍寺・大輪寺・西福寺・龍淵寺・法輪寺・法住寺・妙香
院・圓通院・正泉寺・本傳寺・法興寺・寒山寺の十三ヶ寺を本村に編入せらる。然るに川崎村との間
は地區に錯雜ありて不使少からざるを以て、明治二十二年字才田の舊檜村屋敷、字藏人の内なる龍淵
寺・西福寺・大林寺・幡龍寺、字アトエノ内なる冷雲院等の地を川崎村に編入し、同村の内字才田の
一部・及び本村内に飛地となれる字北野口（今の野崎町の内）を本村に編入す。明治二十二年四月一日町村制の
施行に際し、獨立して一村を設け、同三十年四月一日大阪市に編入せられて北區に屬し、單に北野と
稱せしが、同三十三年四月一日從來の地名を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字
サトウの反別五町壹畝貳拾歩を區域として北野佐藤町、字牛丸の反別六町八反九畝貳拾八歩を區域
として北野牛丸町、字大フケの反別六町壹反貳拾參歩を區域として北野大深町、字小フケの反別壹町
六反五畝拾八歩を區域として北野小深町、字芝田の反別六町壹反六畝拾貳歩を區域として北野芝田町、
字茶屋の下の反別五町六反壹畝貳拾歩を區域として北野茶屋町、字松ヶ本の反別九反貳拾五歩を區域
として北野松本町、字角田・同堂金の反別參町參反參畝拾九步餘を區域として北野角田町、字小松原

の反別貳町七反四畝壹歩を區域として北野小松原町、字高之内・同高の内・同カイチの反別參町九歩を區域として北野高垣町、字堂の後・同堂山の反別參町參反九畝拾七歩を區域として北野堂山町、字神山・同寺山の反別貳町九反五畝貳拾八歩を區域として北野東之町、字西の口の反別參町七反七畝拾五歩を區域として北野西之町、字二王門・同仁王門・同稻荷山の反別四町六畝貳拾九歩を區域として北野太融寺町、字兎我の尾・同兎我野尾の内通稱西寺町通寺院地の墓地及び七百九十一番地を除く外並に字藏人の反別四町五反五畝拾四歩を區域として北野兎我野町、字兎我野尾の内通稱西寺町通寺院地の墓地及び七百九十一番地の反別壹町四反壹畝拾壹歩を區域として西寺町二丁目、字才田の反別貳町壹反拾九歩を區域として西梅ヶ板町、字アドエ・同野神・同北野口の反別拾町七反七畝六歩を區域として野崎町と改稱せらる、現在の各町是れなり。

兎餓野

古の兎餓野を、此の北野の地なりといへるは普通の説なれども、由來兎餓野の所在につきては異説紛起せり。即ち兎餓野は鬪雞野・刀我野・都下野とも書して天滿・北野邊の舊名にして、今の西天滿・北野邊を床の尾といへるは兎我野の訛轉ならんといひ、攝津志には「兎餓野、北至天滿北野、南至京橋町平野町之惣名、座摩社記作都下、又名渡邊」と記し、某考古家は斗賀野・都賀野・十日野及び夢野と書して今の大阪城南清堀の堀江川跡以北の地を稱せしなりといひ、難波舊地考には、「或人のいふには今高津の宮として仁德帝を祀れる御社のある、その近きあたりに兎餓野の舊名遺れりといへり、是れあたれるに似たり」と記して統一する所なし。然れども本地及び天滿邊の舊稱なりとせるもの従ふべきが如し。北野兎我野町及び西寺町二丁目の字地に、兎我の尾・兎我野尾の稱を今に存するは其の遺稱ならん。而して兎餓野は日本書紀仁德天皇の條に見え、同天皇の皇后と共に高臺に登りて涼を納れ、毎夜此の兎餓野の鹿の音を愛し給ひしを以て、史上有名なる所なり。

日本書紀 仁德天皇 三十八年春正月癸酉朔庚寅、立八田皇女爲皇后、秋七月天皇與皇后居高臺而避暑、時每夜自兎餓野有聞鹿鳴、其聲窸窣而悲之、共起可憐之情、及月盡以鹿鳴不聆、愛天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猶名縣佐伯部鹿菴耳、天皇令膳夫以問曰、其意何物也、對言牡鹿也、問之何處鹿也、曰兎餓野、時天皇以爲是菴耳者必其鳴鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿聲而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知朕之愛、以適逢彌獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司移經于安藝浮田、此今浮田佐伯部之祖也、俗曰昔有一人、往兎餓宿于野中、時二鹿臥傍、將及鷄鳴牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身、是何祥焉、牝鹿答曰、汝之出行必爲人見射而死、即以白鹽塗其身如霜寒之應也、時宿人心裏異之、未及昧爽有獵人、以射牡鹿而殺、是以時人諺曰、鳴牡鹿矣、隨相夢也、

- 夫 木 おしてゐやみ津の堀江に船とめてつけ野の鹿の聲を聞くかな 淨忍法師
- 同 月影をおく霜かとやおもふらんつけの、鹿のこゑをうらむる 源師光
- 同 夜半のこゑ窸窣めに聞くそ哀なる夢野の鹿もかくや鳴くらん 西行法師
- 同 あはせてや思むとわふらんぬは玉の夢野の鹿のもる聲になく 鴨長明

西寺町二丁目は、東方同一丁目及び東寺町に亘れる寺院地にして、左記の寺院櫛比せり。

法輪寺

法輪寺は同町の東端にあり、成道山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和三年三月十五日寶譽上人の開創なり。天保五年七月類焼に罹り、同七年四月十九世尋譽は庫裏并に附屬の建家を、安政元年七月二十世法譽は本堂を、各檀家の寄財を以て再建せり。境内は四百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・表門を存す。外に祖師堂・不動堂あり。

法住寺

法住寺は法輪寺の西にあり、護念山三昧院と號し、淨土宗金戒光明寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長四年三月一日寶譽上人の開創なり。天保五年七月十一日類焼に罹りて灰燼となり、同八年三月住職豐譽檀中の寄財を以て再建せり。境内は四百四拾貳坪を有し、本堂兼庫裏・茶所・信徒集會所・土藏・高麗門を存す。外に觀音堂・鎮守堂・地藏堂あり。地藏堂に安置せる地藏尊は、俗に日限地藏と呼び、開基寶譽上人靈夢に感じて一の地藏尊を土中より發掘し、之を境内に安置せしに、參詣するもの多く、日數を限りて諸事を祈願するに、其の願空しからざるを以て此の名をなすに至れりと。今も賽者極めて多く、其の繁昌は市内地藏尊中の首位にありといふ。

日限地藏

妙香院

妙香院は法住寺の西にあり、清風山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和三年六月三日念蓮社專譽上人の開創なり。天保五年七月十一日十六世性譽魁成の代に類焼し、弘化三年閏五月眼譽智玄檀家の協力を以て之を再建せり。境内は四百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に毘沙門堂あり、堂に安置せる毘沙門天立像は木造にして、大正二年四月十四日國寶となる。

圓通院

奥野小山の墓

正泉寺

圓通院は妙香院の西にあり、補陀落山と號し、曹洞宗天徳寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。元和二年天徳寺の開山勅持佛心明禪師龍室秀曇大和尚の開創なり。天保五年七月類焼に罹りて灰燼となり、其の後檀中の協力を以て再建せり。境内は參百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門及び鎮守堂・觀音堂・辨天堂を存す。墓地に奥野小山の墓あり、小山は笹門の巨壁なり。

正泉寺は圓通院の西にあり、龍鳴山と號し、曹洞宗全昌寺末にして釋迦如來を本尊とす。文祿年中山城國伏見桃山に於て松平外記祖先追善の爲め創建せし所にして、巨岩吞廊大和尚の開山なり。然るに元和七年二世宗薫堂宇を當所に引移して再建せり、費用は其の自ら寄附せし所なり。是れより先、松平外記は慶長六年九月八日を以て歿し、其の遺骸を埋葬して五輪の石塔を建て位牌を安置せり。後堂宇破壊に及び、十世探道文政十一年檀頭伊藤氏に謀りて之が再建に着手し、天保四年十一世面能の時に至りて本堂竣工し、同五年玄關・庫裏等の建營成りしに、不幸にして同年七月類焼に罹りて悉く焼失し、今の堂宇は其の後の再建なり。境内は參百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・玄關・繪馬所・土藏・藥醫門・四足門を存す。外に鎮守堂あり。

本傳寺

本傳寺は正泉寺の西にあり、高照山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。文祿四年八月本山僧正日慎の弟子日改上人の開創なり。其の後元祿・文化及び天保五年七月十一日の三回類焼に罹りて灰燼となり、今の堂宇は檀家の協力を以て其の後の再建なり。境内は六百壹

法界寺

坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・玄關・經藏・土藏・藥醫門を存す。外に妙見堂あり。
法界寺は本傳寺の西にあり、回向山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年三月欣西上人の創立なり。文化十年十一月・天保五年七月の二回類焼に罹りて烏有となり、今の堂宇は天保十四年十六世神譽の總檀中の寄財を以て再建せしものなり。境内は貳百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

寒山寺

寒山寺は法界寺の西にあり、松雲峯と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。寛永九年小濱民部少輔淨降より屋敷地を申受けて瑞南和尚の創立なり。初め江州石山にありしが、後當所に移轉せしものなりといふ。寺名は姑蘇城外の寒山寺に擬せしものなるべく、蘭山筆の姑蘇名利の額を掲ぐ。數回の火災に罹りて古記等焼失し、寺歴詳ならず。現在の堂宇は天保十年五月九世正方の檀家の協力を得て再建せしものなり。境内は七百七拾壹坪九合七勺を有し、本堂・庫裏・廊下・座敷・玄關納家・土藏・鐘樓堂・表門及び毘沙門堂・位牌堂を存す。鐘樓に掲ぐる梵鐘は、古雅にして其の聲幽遠、船場伏見町森吉の鑄造なり。墓地に菅沼東廓の墓あり、東廓は菅沼日谷と共に浪華に於ける徠派學の首唱者なり。

菅沼東廓の墓

西梅ヶ枝町は、西寺町二丁目なる妙香寺・圓通寺の南邊より南方に突出して、老松町三丁目に達し、東は東梅ヶ枝町・西は曾根崎上一丁目との間に挟まれ、已記の如く町名設定以前の地名は才田なり。

梅ヶ枝新地

其の地は一に梅ヶ枝新地と呼び、遊所のありし所なり。新地といへるは明和三年に新建家の成りしより起り、梅ヶ枝といへるは、此の附近は菅公に關する遺跡のあるに因みて附したるの稱ならん。安永二年の遊所名中に梅ヶ枝新地の名見ゆれば、當時已に遊所の存せしを知るべし。何れの頃なりけん、其の酒樓に青葉といへるあり、初めて卵・茸・肉等を混炊せる飯を製して芥飯かまぼこと名づけしといふ。明治初年には三四十軒の青樓ありて相應に繁榮し、同二年八月十四日從來の營業者に株を差免して公許せられしも、同四年十一月限り其の泊茶屋渡世を差止められ、翌五年十月特定地外遊所の廢止によりて廢絶せり。

善正寺

善正寺は同町にあり、法華山と號し、日蓮宗法華經の寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。創立の年月詳ならず。明應二年三番村より當所に移り、明曆年中火災に罹りて焼失せしが、其の後の寺歴明ならず。境内は貳百四拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に開運堂・最上殿・鎮守堂あり。

夕願寺

夕願寺は野崎町の字アドエにありて、西寺町一丁目冷雲院の北に接す。護國山と號し、日蓮宗本禪寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。本禪寺十七世妙本院日珖の開基なり。天文五年西成郡新家村より當所に移り、天保五年類焼して灰燼となり、同年十三世日唯庫裏其の他の建物を再營し、文久元年十六世日遵本堂を再建せり、何れも檀家の協力に依れるなり。境内は參百六拾六坪六合七勺

五才を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

本要寺

本要寺は同町字北野口にあり、相應山と號し、奈良眞言律宗西大寺末にして愛染明王を本尊とす。寶曆六年十一月僧弘秀の開創にして、今は尼寺なり。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・土藏・門を存す。

善通寺

善通寺は兎我野町字兎我野尾にあり、寶巖山と號し、黃檗宗萬福寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。僧正行基の草創なりと傳ふれども、中世の沿革は詳ならず。大破に及びしを、寛永三年黃檗宗木庵和尚の法孫月山は、庄屋平右衛門より讓受けて再興し、本山に送入して其の末寺となり、後、享保三年十二月十方信者の喜捨財を以て再建し、明治三十八年二月二十五日更に本堂・玄關・庫裏を再建せり。境内は五百參坪なり。

善覺寺

善覺寺は同町同字にあり、法性山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正八年正月祐淨の自費を以て地所を買求めて開創せし所なり。天保五年七月十一日賴燒に罹りて烏有と化し、檀家の協力を以て本堂を再建し、同十年住職祐玄私費を以て附屬建物を造營せり。境内は壹百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

不動寺

不動寺は同町同字にあり、大聖山明王院と號し、眞言宗御室派仁和寺末にして不動明王を本尊とす。寺記に依れば、弘法大師諸國遍歴の際、暫く此に留錫して不動明王の梵字を石に記し、且一夜に不動

の石像を刻して傍に置きしが、後再び來りて小室を造り、石像を安置せしもの當寺の起原なり。文治・建久の兵火に罹り、文祿三年に再興し、慶長九年更に再建し、元祿十一年彦岑之を中興せりといふ。本尊は即ち前記弘法大師刻の石地藏尊にして、往時より歸依するもの多し。境内は八百參拾參坪を有し、本堂・拜堂・庫裏・玄關・書院・座敷・茶所を存す。外に毘沙門堂・聖天堂・大師堂あり。且、門の左方には屈曲して四國八十八ヶ所の諸像を祭り、毎月二十一日には賽者陸續せり。

宗金寺

宗金寺は同町同字にあり、不退山木魚院と號し、淨土宗超泉寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶曆二年三月有信他方の寄財を得て不退上人の開創せし所なり。安政五年十一月十一日賴燒に罹りて燒失し、今の本堂兼庫裏は其の後の再建なり。境内は參百拾參坪を有せり。

聲引庵

聲引庵は同町同字にあり、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元文元年八月聲引尼の開基せる尼寺なり。安政五年十一月十一日火災に罹りて燒失し、其の後再建したりしが、今の本堂は明治四十二年十一月六日落成の新築なり。外に土藏を存す。境内は壹百貳拾貳坪壹合なり。

龍興寺

龍興寺は同町字藏人にあり、法雲山西光院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保十七年二月十五日智傳の開創なり。其の後大破に及び、文化元年住職眞阿他力を以て再建せり。境内は四百九坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

西念寺

西念寺は同町同字にあり、普門山稱名院と號し、淨土宗源光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛正

萬善寺

三年量譽上人の開基、百野彦兵衛の建立なり。後、火災に罹ること三回、檀中の協力を以て再建せられしも、舊記焼失して寺歴詳ならず。境内は貳百八拾參坪を有し、本堂・後堂・庫裏・表門を存す。萬善寺は同町同字にあり、大寶山と號し、眞言宗高野派高貴寺末にして延命地藏菩薩を本尊とす。創立の年月は詳ならず。永祿元年三月眞阿の中興より、十一世智傳に至るまでは字西村にありしが、寶曆三年五月十二世性海の住職中、有信の請に依りて當所に移轉せり。舊地は田圃となりしも今尙字を萬善といひ、當寺に於て所有せり。境内は貳百拾八坪九合參勺を有し、本堂・庫裏・土藏・書院・樓門・藥醫門を存す。外に大師堂・觀音堂あり。

稱名寺

稱名寺は同町同字にあり、眞宗興正寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。正保年中秋山駿河といへる人、堺萬福寺賢正の弟子となり、名を了閑と改め、興正寺より寺號を受け、天和三年更に木造の本尊を受けたるもの當寺の起原なり。其の後三世圓了に至り、寶永六年大坂阿波座上通三丁目に移りたりしが、明治十五年十二月二十二日更に當所に轉せり。境内は七拾七坪を有し、本堂及び庫裏を存す。

網敷天神

網敷天神は北野東之町にあり、嵯峨天皇及び菅原道眞を祀れり。俗に北野天神といへるは道眞を祀れるによれり。社は嵯峨天皇の弘仁十三年、兎御野に行幸あらせられて、一宿を過ごさせ給ひしことありけるより、同天皇崩御の後左大臣河原院源融(同天皇弟十七皇子)御追悼の餘り、承和十年天皇御假殿の跡即ち現在の社地なる字神山に社殿を創立し、天皇の尊像を自ら作りて奉祀し、社名は御諱神野の二字を

梅塚天神の
址
(續前安寺)

探りて神野神社と稱せり。然るに、醍醐天皇の延喜元年正月二十五日、道眞の筑紫に左遷せられしとき、淀川を下りて船を福島に繋ぎ、太融寺に詣でしに、偶一株の梅樹ありて花方に開き清香馥郁たりしかば、去るに忍びず、船の綱を樹下に敷きて之を賞翫せり、依て其の地は代々に傳へて梅塚と呼べり。其の時此の地の農民「ユリツ」といへる器に團子を盛りて公を待遇せしに、大に賞美せられしかば、祭禮には「ユリツ」に團子を盛りて神前に供するの例となる。其の時從者度會春彦及び其の男春茂の一族六人に、自刻の影像一軀を與へて訣別せられければ、其の一族は此の地に止まり、紀念として其の影像を前記嵯峨天皇を祀れる神野神社に併せ祭りしが、後、村上天皇の天曆元年、公の廟を洛の北野に建てられ、一條天皇の正暦四年に至りて正一位太政大臣を贈られければ、難波の此の地にも神殿を建立し、崇めて産土神となし、且、嵯峨天皇の聖靈を合併して終に一社となし來れるなりといふ。舊神官白江家は度會春彦の後裔にして、道眞の肖像及び其の座に充てし麻綱は今尙存し、綱は薄茶色にして長さ一丈八尺四寸・太さ二寸七分なり。而して社は明治五年村社に列し、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百七拾五坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神輿庫・社務所等を存し、末社に相殿社・稻荷神社・事平神社あり。氏地は本聯合の十八ヶ町及び西寺町にして、例祭は七月十五日・秋祭は十月二十四日に行はれ、例祭には茶屋町の御旅所に神輿の渡御あり。梅塚天神の址は同社の南なる廢常安寺の地にあり。寺は慈雲山と號し、天台宗にして僧正行基の創

七小公園の

建せし所なりと傳ふれども、明治の初年に廢絶し、梅樹のみ老幹槎枿として残り、淡紅にして異香を放ち、道眞の愛翫せしもの即ち此の古梅なりと傳へしが、十年以前民有地となりて梅も姿を没し、社は西梅ヶ枝町の綱敷天神旅所に移り、更に茶屋町の旅所に移され、址は人家建設の巷となる。又同社の北には今上天皇陛下即位御大典の記念事業たる大阪市七小公園の一あり、公園は大阪市に於て四百拾九坪壹台四勺の地を買収し、大正六年十二月一日より土工に着手し、同月十一日竣成開園せるものなり。

自香寺

自香寺は同町字寺山にあり、金界山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保三年明譽智曜尼の開基なり。其の後大破に及び天保十年茶譽光蓮尼有信他力の寄財を以て再建せり、今も尼寺なり。境内は壹百參拾八坪壹台四勺を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

蓮華寺

蓮華寺は同所にあり、佛生山と號し、日蓮宗にして妙法曼陀羅を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと自明院と號し、眞言宗の無本寺たりしが、明和七年十月朔、住持秀善は後住を天満東寺町蓮興寺十三世隱居日命に譲りしを以て、爾來當宗に轉じ、駿河國富士郡上野村大石寺の末となり、同八年十二月より今の寺名に改む、故に日命を以て開祖とす。明治四十四年二月二十日火災に罹りて、腕木門を殘せる外、本堂・庫裏・座敷・土藏を焼失し、今の本堂・庫裏・座敷其の他附屬建物は、大正五年十一月二十一日落成の再建なり。境内は貳百九拾坪を有す。

太融寺

太融寺は北野太融寺町にあり、町名は當寺の名に因めるなり。市内屈指の古刹にして、佳木山と號し、眞言宗高野派西禪院の末なり、大正二年十一月六日別格本山となる。傳へ云ふ、開基は弘法大師にして、嵯峨天皇の弘仁年中大帥此の地に來りしに、鬱蒼たる樹林の内に異香の薰せる靈木ありしかば、之を採伐して自ら地藏・毘沙門の二鉢を刻し、且、一寺を草創せしもの即ち當寺の權輿なり。時に嵯峨天皇之を聞き給ひて叡感斜ならず、春日作の丈貳尺七寸の千手觀音を寄附し給ひしかば、本堂に安置して千手大悲の靈場と爲し、脇檀に地藏・毘沙門の二像を安置せしに、後、同天皇第十七の皇子河原院源融、六條河原院に陸奥國千賀の鹽竈を移し、攝津國三津浦に鹽を汲ませ、難波に遊歴するの序に當寺を訪ひ、清和天皇に奏して諸堂を修補し、七堂伽藍と爲し、寺の靈木より成れるを以て、山號を佳木山と名づけ、其の諱を以て太融寺と號し、封境は方八町に及び、寺門繁榮隆昌を極めたりしも、後、年所を経て兵亂の爲めに荒廢し、寶塔樓門の跡は田圃の字となり、浴室の跡は風呂小路の小字と轉じ、法燈光微なりしが、僧快濟之を中興して今に至る。然れども尙壹千六百貳拾貳坪の境内を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・廊下・土藏・鐘樓・繪馬堂・藥醫門・裏門・小門を存す。外に大師堂・觀音堂・庚申堂・釋迦堂・辨天堂・護摩堂・十一面觀世音堂・大黒天堂・吒呎尼天堂・禮拜堂・愛染堂等あり、愛染堂は正徳四年鍋島肥前守の建立なり。其の名刹たるを以て參拜者は門前常に市を爲し、特に毎月二十一日の大師巡り及び庚申の縁日の如きは、遠近よりの來賽者群集せり。寺寶には

後醍醐天皇の建武三年二月朔日當國吹田莊を寺領として賜はりし時の繪旨、及び中將姫の蓮花を以て縫ひしと傳ふる四天王の像、世尊蓮絲の袈裟等を初の枚擧すべからず。

境内に淀姫の墓あり、もと東成郡鴨野村の辨天島にありしを、此に移せしものなり。淀姫は秀頼の生母淺井氏なり、元和元年五月八日大坂落城の時、秀頼と共に自殺し、内より火を放ちたりといへば、其の遺骨を同所に埋めしものならんか。辨天島は所屬東成郡城東村大字鴨野の條下に記せるが如く、辨天祠のありし所にして、其の傍に稻荷神社と淀姫神社とを存したるに、其の地は明治維新後陸軍營地となりしを以て、同十年一月之を他に移さんとするの議あり。依て當時の北野村戸長西尾孫四郎之を自家に遷して祭らんことを請ひ、允許を得て祠下を發きたるに、甕中に古骨ありしを以て、同人は之を淀姫の遺骨なりとなし、祠を其の家に移すと共に、遺骨を當寺境内に移し瘞めしもの即ち此の墓なり。墓は鐵柵を繞らせる參坪許の地に九輪塔を立て、外に寶曆五乙亥年二月(建立者氏名讀みがたし)と刻せる石燈籠壹個・文化元甲子年五月安部攝津守源信享と刻せる石燈籠貳個・文政四辛巳年八月十五日稻田安藝守源正淳と刻せる石燈籠貳個相並び、柵外右側の石燈籠には明和八卯年五月吉日願主天満市場綿屋彌五郎と刻し、墓に隣りて辨天祠・稻荷祠・宇賀御魂祠あり。九輪塔・石燈籠・辨天祠・稻荷祠は共に辨天島より移せしものなりといふ。宇賀御魂祠には位牌三個・箱入金幣を納めて保存せられ、位牌には秀吉と秀頼の名を書せるもの各壹個・他の壹個には國泰祐松院殿靈位と書して、三個共に裏面

に花園比丘尼立之と記し、左右兩椽に桐と菊の紋六つを附けて古色を帶べり。國泰祐松院殿の位牌は秀吉・秀頼の位牌よりも小形にして、淀姫の位牌ならん。然れども東慶寺の過去帳に大虞院殿英巖大禪定尼と記せる法名と合はず、秀吉の法名は國泰院殿俊山雲龍大居士なれば、其の法名に因みて法名せしものか。花園比丘尼の何人なるかは詳ならざれども、片桐且元の建てしものなりと傳ふれば、或は其の室なるやも知るべからず。又金幣は長さ壹尺參寸位にして、桐の箱に納められて鴨野淀姫神鉢と表記せり、鴨野辨天島より移され、西尾氏邸内に祀られたる淀姫神社の神鉢たりしものと思はる。西尾氏邸は當寺南門の西に當れる所(今は兎我野町に屬す)にありて、明治二十四五年の頃まで存したるも、退轉して本人は行方不明となり、邸は他人の所有に歸せしといへば、同家の退轉と共に廢社せられて、神鉢等は此に納められたるものならん。西尾の邸址には私立中野實習女學校建設せられて、其の職員室(八疊敷)は當時に於ける同社の拜殿たりしといふ。而して辨天島より移したる墓の由來は、淀姫之墓と刻せる墓前左側の建石の側面に鐫せり、其の文左の如し。

浪華城北鴨野郷辨天島有小祠焉、元和中淀姫淺井氏埋骨處、世呼曰之淀姫神社矣、今茲明治十年丁丑一月以其他屬陸軍營地、官將遷之、偶北野村戸長西尾孫四郎、請遷於其家以崇敬之、官允之、其二月建築功竣、輪奐趨舊、嗚呼不亦偉哉、初遷其祠也、發祠下所藏之甕、中有古骨在焉、孫四郎爲淀姫之遺骨、葬同村太融寺以爲埋骨處、而祠則移之於家、蓋亦恐神佛混淆也、頃寺主眞空師建石表之、微予述其略、因記、

永正庵

永正庵は同町字稻荷山にあり、曹洞宗崇禪寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。崇禪寺十六世月村の安永二年九月に草創して隱居せし所にして、月村の寂後尼僧にて相續せり。境内は壹百拾八坪を有し本堂兼庫裏・座敷を存す。

圓頓寺

圓頓寺は同所にあり。顯本山一乘院と號し、本門宗要法寺末にして妙法曼荼羅を本尊とす。もと天台宗に屬し、北中島の木寺村にありて、同村は皆其の境内たりしと傳ふ。宗祖日蓮聖人の滯學せし所なりしが、後漸次衰微して小庵となりけるを、祖師滯學の舊址なるを以て、本國寺日周の弟子日深なるもの同村に至り、庄屋喜兵衛に之を尋ね、喜兵衛の示せる傳記に依りて祖師の遺跡悉く備はれるを知り、喜兵衛と圖りて之を再興せしかば、日深は日蓮を開山と仰ぎ、日宗を第二世に推して自ら第三世となる。然るに其の地は屢洪水の患あるのみならず、難波の市街に遠かりて不便少からざるを以て、享保二十年閏三月六日當所に移轉せり。當時は無本寺にして末寺及び塔中あり、元文元年六月日深は京都三宮法親王殿下より緋紋白法衣並に網代乗物を免許せられ、又伏見宮殿下より菊の御紋章を許可あらせられ、寺運隆昌なりしが、明和元年十世日應の時京都要法寺の末となる。往時は境内一面に萩を植ゑ、萩の寺を以て稱せられ、花時には觀賞の人多かりしも、今は空しく其の名を留むるのみ。寺寶

に傳教大師作と傳ふる一體三形の大黒天像あり。境内は五百五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

花屋の辻
音無池

北野東之町と同兎我野町と同太融寺町との境を接する、太融寺の東南角なる三方辻を花屋の辻と呼べり、傍に花屋のあるを以て此の名あり。其の辻にはもと音無池の案内を記したる建石ありて、是れより西は音無池なる旨を刻せしも、今は建石なく池も認むべきものなし。太融寺町の北野第二尋常小學校東側は、往時に於ける太融寺の風呂場のありし所なりと傳へて、風呂小路の名あり。而して稻荷山は復た太融寺町にあり、一に瓢箪山とも呼び、山上に稻荷祠ありて、以前は風景の佳を以て稱せられ、來遊するもの多かりしが、今は人家稠密の巷と化して好景を失し、雅人の筈を曳くものなきに至れり。

風呂小路
稻荷山
(區也)

金臺寺

金臺寺は北野堂山町字堂の東にあり、量雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地の住人岡本周膳の子善正なるもの、天正元年三月本願寺顯如法主の直弟となりて、當寺を創立せり。境内は參百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・太鼓樓・長屋門を存す。寺寶中木造の阿彌陀佛立像(本尊)一軀は優秀の作にして、明治二十四年七月三日美術上の參考たるべき鑑査狀を附與せらる。

正法寺

正法寺は高垣町字カイチにあり、華嶽山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦如來を本尊とす。正保

四年五月梅天の開創なり。當時は光立寺村にありしが、五世徳翁に至り、寶曆三年五月當所に移轄再建せり、施主は生駒勘左衛門なり。境内は參百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・表門を存す。外に祖師堂・位牌堂あり。

淨方寺は同町字高の内にあり、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永年中清徹の開創なり。五世淨顯に至り、元祿十五年正月再興して初めて寺號を稱す。境内は七拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

淨方寺
西善寺

西善寺は芝田町にあり、扶桑山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。本地住人了善は本願寺准如法主の直弟となり、寛永十一年四月當寺を創立し、良如法主より寺號を與へらる。其の後屢火災に罹りて焼失し、安政二年四月再建し、明治四十二年七月三十一日の大火に焼失し、大正二年十二月二十二日南森町より當所に移轄せり。境内は貳百四拾貳坪を有し、本堂・向拜・庫裏・門を存す。

領主及び區
畫の變遷

本地は正保年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月再び大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第三區三番

組に屬し、同八年四月三十日第六大區三小區三番組に改まり、同十年十一月六日接近町村として第六大區三小區二番組に屬し、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第十八分畫に屬し、同十三年七月二日聯合は離たれて獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場のの管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

北野村	公三六三〇	六九・五二八	七五・六〇一	六、三三六	七五・五二七	三〇、三三〇
舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿二年七月 一日現在反別
			一日現在人口	當時の反別	當時の人口	一日現在反別

曾根崎聯合 (曾根崎尋常小學校設置負擔區域)

曾根崎永樂町・曾根崎上一丁目・同上二丁目・同上三丁目・同上四丁目・曾根崎中一丁目・同中二丁目・梅田町・東梅田町・西梅田町・北梅田町(十一ヶ町)

本聯合は東は西梅ヶ枝町・西寺町二丁目・北野兎我野町より、北に廻りて同小松原町・同角田町・同西之町・同小深町・同大深町・同松本町・同佐藤町、西は上福島北一丁目・同中一丁目、南は曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目に接す。舊曾根崎村なり。往時にありては曾根崎洲と呼びし孤島なりしが、後北渡邊國分寺村の人渡邊十郎源契(河原左大臣源融十一世渡邊播磨)此の洲に田圃を開き、其の後渡邊二郎左衛門兼は同村より來りて住し、以後次第に移植の民を生じて遂に一邑を爲し、西成郡に屬

し、南中島の内に於て曾根崎村と稱せり。曾根洲は往昔難波八十島祭の舊蹟なりと傳へ、八十島祭には須牟地曾根神社も之に預りしといへば、此の洲に祭られしことのあるに依り、曾根の稱起りしものならん。而して其の地は大坂市街に接するを以て、寶永五年二月曾根川沿ひの地、即ち今の曾根崎新地一丁目・同二丁目・同三丁目の地は同市街の北組に編入せられ、降て明治六年十一月十七日市郡境界の整理に際し、北大組老松町附屬夕日神社を本村に編入したるも、字長池筋船大工町筋東北角の地は同大組の眞砂町に編入せられて本村を去り、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設けしが、同三十年四月一日に至り遂に全村大阪市に編入せられ、北區に屬して單に曾根崎と稱し、同三十四年四月一日從來の地名を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字永樂の反別八反參畝貳拾壹歩を區域として曾根崎永樂町、字藤の棚の反別參町八反四畝五歩を區域として曾根崎上一丁目、字志摩殿内の反別貳町八反拾貳歩を區域として曾根崎上二丁目、同古城の反別貳町六反壹畝拾七歩を區域として曾根崎上三丁目、字城の内・同城之内の反別參町壹反五歩を區域として曾根崎上四丁目、字大高の反別四町壹反四畝貳拾六歩を區域として曾根崎中一丁目、字盛都の反別參町貳反五畝參歩を區域として曾根崎中二丁目、字關明の反別參町八反九畝八歩を區域として東梅田町、字住の江・同住野江の反別拾七町六反九畝拾歩を區域として梅田町、字北條・同北條の反別七町壹畝拾壹歩を區域として北梅田町、字南條・同南條・同天戸の反別參町壹反六畝參歩を區域として西梅田町

と改稱せり、現在の各町是れなり。其の所屬地にもまた異動せしものあり、即ち曾根崎上一丁目の内なりし夕日神社は、明治四年五月八日のいろは組分畫にはち組二番の所屬地たり。而して曾根崎上一丁目と同二丁目の境を爲せる寒山寺の西側を北より南に通する街路には長池筋、長池筋の東二丁目の街路には錢觀音堂筋の名あり。又曾根崎永樂町・曾根崎上三丁目西部の曾根崎新地二丁目に接せる邊は之を下原と呼べり、曾根崎新地二丁目に比して低地なるより起りし稱ならん。

梅田は、元和の初年を以て寺院及び墓地の移轉廢合を行はれしとき、天滿の町家に介在せし墓地を、天滿の葭原及濱村と共に移轉せられたる、謂ゆる大坂七墓の一なる梅田墓地のありし所なり。墓地は北梅田町の南西邊成恩寺附近にして、今の梅田の梅田驛敷地は田圃たり。故に當時にありては寂寥の境なりしが、明治の後に至り墓地は他に移轉せられ、京都・神戸間鐵道の開通するに及び形勢は一變せり。今該鐵道敷設當時の模様を記せんに、京阪間鐵道は政府の我國に於ける鐵道の模範たらしめんが爲め、東京・横濱間の線路と相俟ちて着手せられたるものにして、明治七年五月初めて大阪・神戸間の二十哩二十七鎖の鐵道竣成し、梅田驛を此に置かる。是れ實に關西に於ける鐵道開通の嚆矢なり。尋で此の地より安治川口に至る迄の支線一哩六十鎖は、同八年四月竣功して翌五月一日より開通し、(同支線は明治十年十月三十一日限廢止せらる)また停車場構内より大川に至る迄の運河開鑿せられ、越えて九年八月大阪より向日町迄の二十二哩五十七鎖、翌九月更に向日町より京都迄の四哩七鎖も竣功し、神戸・京都間の全線

四十七哩十一鎖は茲に全通せしかば、明治十年二月五日其の開通式を神戸に舉行せり。當日は先帝陛下も臨幸あらせられ、乗御の臨時列車は午前十時四十分梅田驛に着しければ、鐵道局長の御先導にて暫く停車場内の便殿に入らせられ、親王・大臣以下整列し、大阪府知事は管下の庶民に代りて祝辭を奏せしに、辱くも勅答あらせられ、式終りて同十一時十分御發車、神戸式場に臨幸あらせられしといふ。此の鐵道の開通せしより地は次第に繁榮に赴き、爾後線路の延長増設に伴ひ、益發展して大阪の大咽喉を爲し、旅舎・運送店は軒を連ね、料理店を初め飲食店其の他凡百の肆店は開設せられ、旅客は雲集し貨物は山を爲し、殷賑雜鬧の巷と化して、昔の俵はまた見るべからざるに至れり。其の驛前より東に向ひ南に折れて大江橋に出づる謂ゆる梅田新道の開通は、明治三十六年第五回内國勸業博覽會開設の際なり。

成恩寺

矢願教兼父子の紀念碑

法清寺

成恩寺は北梅田町にあり、臨濟宗東福寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。弘安元年一條關白實經の創立、奇山圓然禪師の開山なり。應永年中一條關白經嗣之を再建し、其の男勅諭弘宗禪師を中興の祖とす。元治元年焼失し、明治元年再營成り、同四十一年五月十日山城國乙訓郡大山崎村大字大山崎より當所に移轉せり。境内は貳百四拾八坪參合參勺を有し、本堂・庫裏・茶の間及び土藏を存す。庭前に矢願教兼・同教照父子の紀念碑あり。

法清寺は曾根崎上一丁目字藤の棚にあり、光知山と號し、日蓮宗本滿寺末にして題目寶塔・釋迦多

遊女かしくの墓

寶二佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。日鏡の開創なり。もと北大道村にありしが、元文三年五月三世日演當所に移轉し、明治四十二年七月三十一日の大火に焼失したるを以て、同四十四年八月七日日本堂・同附屬向拜を再建せり。境内は貳百四拾參坪なり。而して寺は俗にかしく寺の名あり、其の名は曾根崎新地油屋喜兵衛の抱女かしくの墓あるに依る。かしくは生前常に當寺に參詣せし因縁あるを以て、刑死後其の首を此に埋めて弔ひしといふ。寺の過去帳にはかしくの法名を本貝妙曉信女と記せり。

北區役所

北區役所は同町にあり、明治十二年二月十日四區七郡の創置に際し、舊第四大區を北區と改定し、役所を樽屋町二十一番地なる舊大會議所の跡に設け、翌三月一日より開廳して事務を取扱ひしもの當役所の起原なり。同十三年六月六日若松町十二番地に移轉し來りしが、同四十二年七月三十一日空町二丁目より發火したる大火災に類焼せしかば、取敢へず翌八月一日菅原町五十番地・甲五十一番地・乙五十一番地・西五十一番地・五十二番地・八十六番地・八十七番地・八十八番地の菅原尋常小學校内に移轉して事務を取扱を爲し、同十月四日更に西梅ヶ枝町八百五十一番地に移りしも、同四十四年七月二日新築廳舎竣成して當所に移れり、現在の廳舎即ち是れなり。

露天神

露天神は曾根崎上一丁目にあり、少彦名命并に菅原道眞を祀れり。上古曾根洲と呼びし頃、島中に一の小祠あり、是れ往昔八十島祭のありし舊蹟の一なりしが、後、渡邊十郎源契此の地を開き、渡邊

二郎左衛門兼の來りて移住せしより以後、次第に移殖の民を生じ、曾根崎村と稱するに及び、當天神を以て産土神と爲せり。然るに元和元年不幸兵燹に罹りしかば、同八年三月兼第九世の孫渡邊新兵衛社殿を再建し、後陽成天皇宸筆の神號を御魂代と爲して道眞を相殿に祀り、渡邊兼及び北渡邊より移住せし家は連綿として九戸あり、皆宮座と稱して奉仕し、近く明治七年に至るまで繼續したり。社は曾根崎の地に鎮座せるを以て、一に曾根崎神社の稱あれども、正しくは露天神なりといふ。社名の起因については諸説あり、一説には、道眞の筑紫に謫遷の途次福島より上陸して太融寺に參詣せんとし、船頭茂太夫を案内者として此の地を過ぎりしに、路上露深かりしかば、

露とちる涙に袖は朽ちにけり都のことを思ひ出つれば

と詠せしが、社頭は即ち其の地を卜せしものなるを以て此の社名ありとし、他の一説には、五月入梅の時節を以て祭事するに依りて、梅雨の天神と稱したりしを、後、誤りて露と作るに至れりと。更に一説あり、其の説に依れば神詠と稱する露の歌も、其の出所詳ならず、又後説の如きも牽強の嫌なき能はず、往時此の地は遠く市街を離れて賽するもの尠く、蓬草雜々として茂り、途に露多かりしより起れるの社名ならんと。社はまた一にお初天神の名あり、曾根崎新地の遊女天満屋お初の徳兵衛と當社の森に於て情死せしより此の名起れりといふ。境内は五百六拾九坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所・繪馬所・神輿庫を存し、末社に天照皇大神社・大己貴命社・相殿社・榎木神社・事平大物玉神社あり。

明治五年郷社に列し、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十年十二月十七日曾根崎上一丁目字藤の棚の無格社難波神明社を合併し、同四十三年七月五日堂島中二丁目四十五番地の村社金比羅神社を合祀せらる。合祀社たる難波神明社及び金比羅神社は、由緒の記すべきものあれば左に之を掲記すべし。氏地は本聯合一圓にして、例祭は七月二十日・秋祭は十月二十日なり。

難波神明社

難波神明社は天照皇大神・豊受姫大神を主神とし、相殿に天兒屋根命・太玉命・應神天皇を祀り、東京の芝神明宮・京都の松原神明宮・同東山神明宮・加賀國の金澤神明宮・信濃國の安曇神明宮・出羽國の湯殿山神明宮と共に、皇國七社神明宮の一なり。一に夕日神明と稱し、神崎町の朝日神明社・内平野町の日中神明社と共に、大坂三神明の一にして、社は西に向ひしを以て此の名ありといふ。社記に依れば、嵯峨天皇の皇子源融弘仁十二年二月、當時の西天満伊勢町の邊にありし孤島に勸請し給ひしもの當社の初なり。當社の祀られしより其の地を大神宮北の洲といひ、又神明ヶ鼻とも稱し、伊勢町・木幡町の名も起り、老松町二丁目・三丁目の間は、當社の門と太融寺の門と二重になりしを以て、其の地を二重門と通稱せり。文治年中源義經の梶原景時と逆櫓のことを論せしとき、風波鎮護の祈願を爲し、後醍醐天皇の嘉暦年中勅願所と定められ、屢行幸ありて難波に座す天照皇大神と宸筆を遺させ給ひ、徳川氏に至りても、大坂城代及び兩町奉行交代の時には、必ず當社に參拜するを例とせり。されば往時は巍々たる大社なりしも、足利氏の世に至りて兵燹に罹り、以

後漸次衰運に傾ける折柄、天保五年七月十一日回祿の災に罹りて社殿・神庫等悉く烏有に歸し、爾後益衰頹して復興の機なく、かゝる名社をして遂に其の獨立社たるを失はしむるに至りしは、憾むべし。

舊金比羅神社

金比羅神社はもと中の島高松藩邸内の鎮守として、天明六年讃岐國金比羅神社の分靈を勸請せしものなりしが、明治維新後、同邸は陸軍用地となりければ、同九年六月中の島玉江町元柳川藩邸に移轉し、同十年一月十五日無格社に編入せられ、同二十四年四月復た堂島中二丁目四十五番地に遷座し、同三十七年八月二十七日安治川北四丁目の村社産土神社(住吉三)を同所に移轉し、其の社に金比羅神社を合併して、社名を金比羅神社と改め、同四十年六月二十六日西區江戸堀北通二丁目の無格社開運神社(字賀御魂神・市杵島姫命・春日大神・住吉大神・柿木人麿・菅原道真)を合祀し來りしものなり。而して合祀せられたる開運神社はもと山口藩邸の鎮守にして、明治八年六月十三日一社に列せられしものなり、社名は明治三年同藩邸の再營と共に新築ありしとき、有栖川一品幟仁親王の名づけ給ひしものにして、御染筆の額面は社前に掲げありしといふ。

菜種御殿
新屋敷

曾根崎上二丁目の北邊より寒山寺西北に亘れる一帯は、人烟稠密の街區と化せるも、そは最近の發展にして以前は菜種の名所なり、開花の候には黄金の海を湧かし、都人の觀賞に興を遣りしは今も人の記憶に残れり。其の菜種の名勝たりしが爲め、寒山寺にはもと菜種御殿といへる一字を存したりといふ。安永二年の遊所名中に見ゆる菜種御殿も此の附近にありて、新屋敷の遊所に連接せしものならん。新屋敷の遊所は錢觀堂筋の兩側を占め、其の品格は曾根崎新地より劣れるも、明治の初年までは二三十軒の青樓ありて絃歌の巷を爲し、同二年八月十四日從來の營業者に株を差免せられて公許の地となりしも、同四年十一月限り其の泊茶屋渡世を差止め、翌五年十月特定地外の遊所廢止に依りて廢絶せり。又曾根崎新地二丁目に接する下原は、同町遊女屋等の離座敷を設けし所なりといふ、浪華遊所の歌に其の名の見ゆるは之が爲めならん。

藤井寺

藤井寺は曾根崎上二丁目字志摩殿内にあり、妙榮山と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。享保十一年日軌の開創、寺地は同十年天王寺屋庄兵衛の寄附なり。天保五年七月回祿に罹り、檀家の協力を以て再建し來りしが、明治四十二年七月三十一日の大火に復た灰燼と化して、今の本堂・庫裏・同附屬下家・玄關・表門等は同四十四年十二月十二日落成の新築なり。境内は貳百參坪壹合壹勺を有す。

三光寺

三光寺は曾根崎上三丁目字古城にあり、白雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿三年下新庄村覺林寺住職慶誓の二男行詮の開創なり。當時は同村にありしが、六世麟祥に至り、寶曆六年曾根崎村農茂右衛門の所有地を買得し、檀家の協力を得て移轉再建せしもの即ち當所なり。然るに明治四十二年七月三十一日の大火に燒失して、今は五拾六坪の境内に假本堂兼庫裏を存す。

長教寺は曾根崎上四丁目字城の内にあり、七林山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天保五年七月類焼に罹り、檀家の協力を以て同八年庫裏・嘉永五年本堂を再建し來りしが、明治四十二年七月三十一日の大火に全焼し、同四十四年十二月五日假本堂兼庫裏等を造營して今に至る。境内は壹百拾七坪七合參勺なり。

本地は正保・慶安の頃より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて、櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第三區七番組に屬し、同八年四月三十日第六大區三小區七番組に改まり、同十年十一月六日接近町村として第六區三小區三番組となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第十七分區に屬し、同十三年七月一日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

頭主及び區畫の變遷

舊稱	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	明治廿年一月一日現在反別	明治廿年一月一日現在人口
曾根崎村	壹百九十九石	四丁・五丁	九〇八	五八八	一〇一三	五三三	三〇一八

上福島聯合

(上福島尋常小學
校設置負擔區域)

上福島一丁目・同二丁目・同三丁目・上福島中一丁目・同中二丁目・同中三丁目・同中四丁目・同中五丁目・上福島北一丁目・同北二丁目・同北三丁目(十一ヶ町)

本聯合は東は曾根崎新地三丁目・西梅田町・北梅田町、北は西成郡鷺洲町の浦江より西に亘りて西野田平松町・下福島一丁目・同二丁目に接し、南は曾根崎川を隔て、堂島に對す。舊上福島村なり。村は西成郡に屬し、南中島の内にして福島村と稱せしが、延寶五年分れて上福島村・下福島村の兩村となれり、本村は其の一なり。其の東南部なる曾根崎川に沿へるの邊は、大坂市街に近きを以て夙に發達して市街の形を爲し、上砂町・下砂町・明島町・渡場町・野中町・宮前町・大道町・北の場町・橋詰町・カラスキヤ町・中の町・下の町(中の町・下の町は俗に中福島といふ)等の名をなせり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同三十年四月一日大阪市に編入せられて北區に屬し、上福島と稱せしが、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字上砂・同下砂・同江の口・同川岸の内九百十五番地西端以東の反別參町參反五畝貳拾六歩を區域として上福島一丁目、字明島・同宮の前・同渡し場・同大道・同北の場・同川岸の内九百十五番地西端以西九百三十七番地の二西端以東の反別四町四反四畝貳拾八歩を區域として上福島二丁目、字中・同コモ

池・同九十婦・同樋下・同樋の下・同川岸の内九百三十七番地の二西端以西の反別四町八反五畝六歩を區域として上福島三丁目、宇見古田・同見コウ田・同見コウデン・同尺古田・同眞砂の反別四町五反四畝拾壹歩を區域として上福島中一丁目、字中道・同中通・同中通り・同野中の反別參町參反五畝拾歩を區域として上福島中二丁目、字廻り江・同廻江の反別貳町五反七畝貳拾八歩を區域として上福島中三丁目、字南堂田の反別五町貳畝六歩を區域として上福島中四丁目、字越ヶ樋・同越カ樋・同コシガヒの反別參町九反貳拾四歩を區域として上福島中五丁目、字打越・同横堤の反別九町參畝九歩を區域として上福島北一丁目、字長福寺・同ヒダナ・同ヒタナ・同ヒダナ第一號の反別五町壹反貳歩を區域として上福島北二丁目、字道端・同カイトノ前・同カイドノ前の反別七町參反參畝貳拾壹歩を區域として上福島北三丁目と改稱せり、現在の各町是れなり。

攝陽群談には此の舊福島村を「上中下に分ち三色を成す」と記すれども、今は中福島の稱なし。然れども攝津名所圖會にも、福島天神祠の條に「福島天神祠は上福島・中福島・下福島の三所にあり、何れも菅神を祀る」と見ゆれば、もと上福島・中福島・下福島の三村たりしも、後、上・下福島の二村となりて中福島村は上福島村に合せられたるものと思はる。現に天満宮中之社の境内建石には表面に「五番天神宮、中福島村」側面に「安永八亥九月讚岐屋治郎右衛門」と刻せるものあり。攝津志村里の條に「福島上下有二、屬邑一」と記せる屬邑は、已に上福島に屬せし以後の中福島を指したるものならん。

富島の舊地

ん。傳へいふ、此の福島の地は餓鬼島と呼びし所なりしが、菅原道眞の筑紫に左遷の途次、船を此に着けて地名を尋ねられしとき、餓鬼島なりと對へしに、是れ不祥の名なりとて福島と改むべき旨を告げられ、其れより福島と稱するに至れりと。又葭原島とも呼びしといふ。

難波八十島の一たる富島の舊地に擬せられしもの二あり、一は西成郡豊崎村大字光立寺及び下三番にして、一は此の舊福島なり。攝陽群談には「方角指すところ詳ならず、一説、今の福島村に轉すと云へり、亦長柄の濟の西にありて富島と稱す」と記せるのみにて決する所なきも、前段は此の福島村にして、後段は光立寺・三番の地に當れるなるべし。特り住吉松葉大記のみは、富島は利島と別にして、富島は此の福島なりとせり。されど光立寺・下三番は富島莊なりといへば、其の莊名は富島の舊稱と傳へたるものにして、富島は同地なりしが如し。攝津名所圖會にも、利島又富島とも書す南中島三番・十三・塚本のほとりをいふならんと記すれば、富島莊の邊を指せるものにして、利島と富島とを一にせり。然れども松葉大記の如く利島と富島とは別物にして、富島は此の福島なりとすれば、彼れは利島の舊地にして、富島莊の名は、國音の通せるより利島を富島に作りしものならんか、後考を待つになん。

淨祐寺

淨祐寺は上福島一丁目字上砂にあり、日蓮宗本門寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと中島新庄にありしも、同地はしばしば水害に罹り、かつ大破に及びしを

矢頭長助の墓

以て、享保十八年五月日徳聖人のとき當所に移り、江戸池上本門寺第二十四世日凱聖人を請じて開基となし、自ら第二世となる。明治四十二年七月三十一日の大火に全部焼失し、同四十四年七月二十一日庫裏・玄關、大正元年十一月二十三日本堂及び表門の再建。外に妙見堂・吉祥堂あり。境内は四百參拾九坪にして、矢頭長助の墓あり。長助は赤穂城主淺野長矩の家臣にして、四十七士の一人なる。矢頭右衛門七教兼の父なり。長矩の死して國除かるゝや、父子共に來りて此の福島に隠れしが、貧困最も甚しく、父の死するに臨み、衷甲一領を教兼に授けて、君讐を復すべきを遺命し、元録十五年八月十五日死亡せり。墓は即ち其の遺骸を埋めし所にして、墓石は基石三重の上に建てられ、表面に矢頭長助之墓の六字を題す。讃州高松藩河田正値の建設に係り、碑文は同藩學菊地武賢の撰なり。而して教兼は父長助の死後、同志討入の期既に近づけども旅費なかりしかば、里人より錢五貫匁を借りて遼に江戸に赴き、大石良雄は遠く金五兩を贈りて里人に謝せり。里人は其の何の意たるを知らざりしも、復讐の舉ありし後に至り、初めて教兼の忠臣たりしことを知りければ、翌年其の自盡を命せらるゝに及び、其の返し來りし金五兩を捐て、石碑を梅田の墓地に建てしといふ。碑は後火災に罹りて破滅しければ、有志に依りて北梅田町の成恩寺に建てらる。尙外に北の新地櫻風呂五人斬の厄に遭ひたる遊女菊野等の碑あり、もと梅田の墓所にありしを、明治二十年の春此に移せしものなりといふ。

遊女菊野の碑
天満宮上之社

天満宮上之社は上福島二丁目字宮の前にあり、菅原道眞を主神として、相殿に大國主命及び事代主大神を祀れり。傳へいふ、道眞の此の地に着船するや、漁夫三人來りて懇に公を其の家に迎へしとき、家母は其の織りつゝありし布を断ちて、公の肖像を得て長く家に奉せんことを請ひしかば、道眞筆を染めて之を與へらる。依て延喜七年五月十五日祠を建て、道眞を祀りしもの是れ當社の起原にして、地は復た道眞乗船の舊跡なりといふ。一に上の天神と稱せらる、上福島の地にあればなり。中世の沿革は詳ならず、文政十三年十一月十日社殿を改築し、拜殿・神樂所・社務所・倉庫・神苑等悉く備はり、明治五年村社に列し、同三十九年十二月神饌幣帛料供進社に列せられ來りしが、同四十二年七月三十一日の大火に炎上して、住吉神社・勇神社・事平神社・稻荷神社・野見宿禰神社の五末社も同時に烏有と化せり。依て假殿に奉遷し參らせ、本殿のみは已に建設せられしが、爾餘の建物は目下其の計畫中にして、境内は五百壹坪なり。氏地は上福島一丁目・同二丁目・上福島中一丁目乃至同四丁目・上福島北一丁目乃至三丁目にして、例祭は十月二十一日に行はる。

本遇寺

本遇寺は同町字北の場にあり、清光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基道空は長享二年正月本願寺蓮如法主の直弟となり、同年二月自費を以て當寺を建立せり。明治二十三年七月十七日下福島村字宮の西の眞宗東本願寺末なる横超寺を合併す。同寺は延寶五年招寶の開創にして、安政二年住職祐慶の時本堂は檀家の協力に依り、庫裏・書院等は自費を以て再建し來りたるものなり。かくて同寺を合併し來りしが、同四十二年七月三十一日の大火に全焼せしかば、同四十三年六月

福泉寺

月十六日本堂・附屬向拜・後堂を再建せり。境内は壹百參拾貳坪なり。寶物中阿彌陀如來の木造立像一軀は優秀の作にして、明治二十四年七月三日鑑査狀を附與せらる。

福泉寺は同町字宮の前にあり、青龍山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基宗明は本山七世の法主了源の法化に歸し、嘉曆三年正月道場を當所に創立して青龍坊と稱せしが、延徳三年九月に至りて今の寺號に改む。明治四十二年七月三十一日の大火に全焼し、同四十四年八月七日假本堂兼庫裏を造營せり。境内は壹百六拾五坪なり。

逆櫓の松

逆櫓の松は同町にあり、元暦二年二月源義經は京都を發して船を此の地に艤し、松の下にて梶原景時と史上に有名なる逆櫓の議論を爲せしを以て此の名ありといふ。逆櫓の事は平家物語に詳なるを以て左に之を掲記すべし。而して攝津名勝圖會には、松は大樹にして株の形驚蛇に似て、千載を經ぬらん名松と見えたりと記載せり。然れども何れの時代にか枯死して周圍七尺許・長さ二間許の枯株を残し、明治二十六年四月地主及び有志相謀りて記念の爲の柵を繞らし、傍に一小祠を建て逆櫓神社と稱したりしが、同四十二年七月三十一日の大火に罹りて烏有に歸せしは惜むべし。但し一説には八島役のころ逆櫓をよくする船頭松右衛門なるものゝ住みし舊跡なりともいへり。

逆櫓 松

劉 冷 窓

風吹戦艦旗旗 源九奇勳千古少 今日不聞鼙鼓聲 鷲澤猶起長松杪

逆 櫓 松

篠崎 武江

青龍雜掃作營々 直向西溟斬巨鯨 擊楫渡江知底處 松風猶起怒濤聲

ことふきや千世を逆櫓の松右衛門木の間を照らす朝日將軍

九 鯉

平家物語

さる程に二月三日の日(元暦二年)九郎太夫の判官義經都を立ちて、津の國渡邊福島兩所にて船揃し、屋島へ已に寄せんとす、兄の冬河守範頼も同日に都を立て、攝津の國神崎にて兵船整へて山陽道に赴かんとす、同月十六日渡邊福島兩所にて、揃ひたりける船どもの艘既に解かんとす、折ふし北風木を折りて烈しく吹たりければ、船と皆うち潰せられて出たすに及ばず、修理の爲めに其の日は止りぬ、さる程に渡邊には東國の大名小名より合ひて、抑われ等船軍の様はまた訓練せず、如何せんと評定す、梶原進み出て、今度の船には逆櫓を立て候はずと申す、判官逆櫓とは何ぞ、梶原馬を駈けんと思へば駈け、引かんと思へば引き、弓手へも馬手へも廻し易く候ふか、船はさ様のとき屹度おし廻すか大事にて候へば、船邊に櫓を立てちかへ、脇掛を入れてとなすへも廻し易き様にして候は、と申しければ、判官まつ門出の悪しきよ、軍にはひと引かしの思ふたに、あはひ悪しければ引くは常の習なり、まして左様に逃げ設けなんば、なしかは善かるべき、殿原の船には逆櫓をもちかへさき櫓をも百丁千丁も立て給へ、義經は只もとの櫓にて候はんと宣へば、梶原がされて、良き大將軍と申すは、駈くべき所をもちかけ、引くべき所をも引き、身を全くして敵を亡ぼすを以て、良き大將軍とはしたる候ふ、さ様に片趣なるをば猪武者とて良きにはせずとこそ申せ、判官猪のし、鹿のし、は知らず、軍は只ひらせめに攻めて勝ちたるそ心地はよきと宣へば、東國の大名小名梶原に畏れて高くは笑はれとも、目ひき鼻ひきさ、めき台へり、(中略)判官各の船に簾なともとして、數多く見えば、敵も恐れて用心してんす、義經が船を木舟として船邊の柵を守れとて、終夜わたる程に、三日に渡る所をた、三時はかりにそ走りける、二月十六日丑の刻に津の國渡邊福島を出て、明くる卯の刻には阿波の地へこそ吹き着けり、

天満宮中之社

天満宮中之社は上福島三丁目字樋の下にあり、少彦名命を主神として相殿に菅原道真を祀れり。其の菅原道真を配祀せしは上の天神と同年なりといふ。社名の中の天神といへるは、中福島村の地なりに依れり。明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百八拾貳坪五合六勺を有し、本殿の外に拜殿・社務所・倉庫を存す。末社に三柱神社・稻荷神社・林神社あり。林神社は境内西北隅にありて、祭神は林伊織即ち重三郎の靈なり。東成郡天王寺村大字天王寺宇天下茶屋の條に記するが如く、重三郎は足を病みて立つ能はず、弟源次郎と共に落魄して當社の祠後に隠れ居りしが、源次郎の外出したる間に敵當麻三郎右衛門の爲に反害せらる。依て復讐の後、源次郎の兄の靈を祭りしものなりといふ。社側に林伊織の舊跡と刻せる自然石建てり。又其の墓は隣地西善寺にあり。氏地は上福島二丁目の一部・同三丁目・同中四丁目・中五丁目及び同北三丁目の一部にして、例祭は十月二十一日なり。

西善寺

西善寺は同町字中にあり、松樹山と號し、眞宗興正寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗なりしが、四世道空興正寺蓮教上人の法弟となりて、長享二年眞宗に轉せり。明治四十二年七月三十一日の大火に罹り、鐘樓を除くの外は全部灰燼と化せしかば、庫裏及び附屬建物を建設し、尋で大正元年十二月十六日本堂を再營せり。境内は貳百七拾六坪にして、林伊織の墓あり。寺寶中宗祖眞大師の木造座像一軀は、作者不詳なれども、鑑査狀を有す。

林伊織の墓

西成郡役所

西成郡役所は上福島中一丁目にあり、明治十二年二月十日四區七郡の制置に際し、舊第六大區を改めて西成郡役所を上福島村三百四十番地に設け、翌三月一日より開廳して事務を取扱ひしもの是れ當郡役所の起原なり。同十二年四月七日曾根崎村三百三十四番地に移轉し來りしが、同三十三年十二月二十七日上福島村字見古田十六番地の新築廳舎に移轉せり、現在の廳舎即ち是れなり。而して同役所は設置以來其の所轄部内たりしが、已に記せしが如く明治三十年四月一日此の地は大阪市に編入せられしかば、今は其の管治せる西成郡と離れたる此の地にありて、其の郡を所管するに至れり。

地藏庵

地藏庵は同町字見古田にあり、淨土宗超泉寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。萬治三年五月八日有信他力の寄財を以て智正尼の開創なり。明治元年三月六日夜の大雨洪水に記録を流失して、寺歴詳ならず。同四十二年七月三十一日の大火に建物の全部焼失しければ、大正二年二月二十七日日本堂・庫裏・表門を再建せり。今も尼寺なり。境内は五拾壹坪六合參勺なり。

光智院

光智院は同町字野中にあり、正しくは稻荷山光智院管嚴寺なれども、院號は後光嚴院の御下賜あらせられたるものなるを以て、時人盛に之を口唱し、遂に院號を以て通稱とせらるゝに至れりといふ。京都天台宗廬山寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、脇土は觀音・勢至なり。もと元三大師を安置せしを以て、世人は元三寺とも呼べり。貞治三年淨聖院明道照源上人の開基にして、本尊は其の自作なる日本三體の一なり。其の後嘉慶年中に至りて焼失し、尋で再興ありしといへども、間もなく荒廢し、記録

等を散失して、寺歴詳ならず。元禄十一年檀家と協力して圓岩自教大和尚之を再建せり。依て同大和尚を中興第一世とす。明治四十二年七月三十一日の大火に建物全部焼失せしも、本尊・脇士及び元三天師像のみは災禍を免る。依て大正元年十一月二十八日本堂・向拜・庫裏・表門等を再建せり。外に大師堂・地藏堂あり。地藏堂に安置せる地藏尊は、子安地藏尊と呼ばれて妊婦は安産を祈れり。寺傳に依れば、往時の境内は廣くして、蘆間池といへるありしが、境内縮少の爲め境外となり、埋没せられて今はなきも、寺の東南なる長應橋といへる石碕は、長應大和尚に依りて同池に架せられたるものなりしが、今は池なくして同橋の名のみ残りといふ。

攝取院は同町にあり、浄土宗一心寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。元和元年本譽存年の開創なり。もと東成郡天王寺一心寺の塔中なりしが、明治十五年五月當所に移轉せり。同四十二年七月三十一日の大火に建物全部焼失せしかば、大正元年二月四日本堂・庫裏・表門・納家を再建せり。境内は六拾參坪七合なり。

妙德寺
(五百羅漢)

妙德寺は上福島中三丁目字廻江にあり。龍王山と號し、黄檗宗萬福寺末にして釋迦如來を本尊とす。僧正行基の開創なりと傳ふれども、中世の沿革は詳ならず。天和元年正月十七日僧鐵梅入りて住し、元禄十年十二月本堂を再建して、翌十一年其の師天德南源和尚を請じて中興開山と爲し、本山に送入して其の末寺となる、故に亦鐵梅寺の名あり。寶永五年五月十五日禪堂成り、正徳元年十一月八日鐘

樓堂成る、其の他の諸堂造營の年月は詳ならず。安政四年諸堂大破に及びしを以て、十方信施の協力に依りて造營再興し、本堂・後堂・庫裏兼書院・玄關・廻廊・鐘樓堂・表門・裏門の外、禪堂・觀音堂・地藏堂・辨財天堂等相駢び、其の結構は全く唐土の制に倣ひ、世間幾多の同門中當寺に比するものなきの壯觀を呈せり。辨財天堂に安置せる辨財天像は、相州江之島辨財天の分身佛にして、將軍家の所藏たりしが、江府の檢校杉山僧都といへるもの故ありて之を拜領し、其の後當寺第四世一品和尚江府に至り、同檢校の遺言に依りて之を當寺に移し、以て當山の鎮守と爲せりと。又第十世天真の時に至りて五百羅漢の像を安置せり。是れ有名なる福島五百羅漢にして、春秋二季に於て賽者特に多く、遂に寺名を稱せずして五百羅漢を以て世に稱せらるゝに至れり。降て明治四十一年八月三十一日隣接せる同宗にして萬福寺末なる文安寺を合併せり。同寺は文安年中の創立にして、もと西成郡北中島の新家村にありしが、享保二十年二月當所に移り、十方の信施協力を以て香林和尚之を再建し、其の師鐵梅を中興開山と爲せしものなり。然るに同寺合併の翌四十二年七月三十一日の大火に際し、壯麗を極めし建物全部は忽ち類焼されて灰燼と化し去りぬ。依て之が再建に着手し、大正六年五月一日本堂・後堂・渡り間・渡廊下・押入・濱椽・傳廊下・向拜・庫裏・玄關・表門・臺所門・鐘樓堂・土藏・井戸家形、及び辨財天堂・地藏堂等竣成せり。之れが爲め寺觀備はりたるも、以て舊觀に比すべくもあらず、かつ境内は電車敷に削られて縮少し、今は僅に參百六拾壹坪八合五勺となれり、惜しむ

樂郊及び金城の墓

而して寺の墓地には以前より客死者の多くを葬り來りしかば、隱士名家の碑多く、樂郊及び金城の墓も此にあり、金城は文久年間の畫家にして、樂郊は寶曆年間に於ける彼崎三島・葛子琴の師なり。

羅漢前及び編笠茶屋

妙徳寺前の東は其兩側に亘りて遊所を爲し、同寺に因みて之を羅漢前と呼び、上福島一丁目淨祐寺の南邊にありし遊所には、編笠茶屋の名あり。後者は編笠を蒙りし百姓の遊べるより呼びなせし稱ならん。何れも天保の禁令に接したるも、其の後に至りて復興し、明治の初年には羅漢前に十五六軒、編笠茶屋に二三十軒の青樓ありて、後者は前者よりも繁榮せり。然れ共羅漢前は多力の娼婦ありしを以て名あり、娼婦は年齒方に二十六七、白哲肥大にして多力の評ありければ、客あり一夜其の力を試みに、左右の腋下に各青錢五貫文を挟んで能く歩行せしにぞ、人其の多力に驚きて其れより其の娼婦を十貫とん呼びしといふ。明治二年八月十四日以前よりの營業者に株を差免して公許せられしも、同四年十一月限り其の泊茶屋渡世を差止められ、翌五年十月特定地外遊所の廢止に依りて、共に廢絶せり。

岡松寺

岡松寺は上福島中四丁目にあり、旭唱山と號し、本門法華宗本興寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。享保十七年檀家の協力を以て日憲の開創なり。もと上福島中一丁目字眞砂にありしが、明治四十二年七月三十一日の大火に燒失せしかば、同四十三年十一月當所に移轉せり。現住日祐上人

正念寺

の再建なり。境内は貳百四拾八坪八合七勺を有し、本堂・向拜・玄關・庫裏を存す。正念寺は上福島北一丁目にあり、無量山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基良尊は越後國木部崎眞言宗櫻巖院の住職なり、承元二年十二月宗祖見眞大師の直弟となりて眞宗に轉じ、其の後六世の住職良賀に至り、明應四年今の堂島中二丁目に移り、爾來同所にありしが、明治三十九年六月二十二日當所に移轉せり。境内は貳百五拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

清風寺

清風寺は上福島北二丁目字長福寺にあり、日英山と號し、本門法華宗妙蓮寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。もと助給庵と稱し來りしも、大正二年七月三十一日今の寺名に改む。寺地は以前淨土宗の寺のある所なりしが、同寺の住僧觀了より難波村西念寺八代の住職日高之を讓受け、明和四年四月八日當宗に改めて門扉等を構造し、安永九年本堂・庫裏を再建せり。然るに年所を経て堂宇等大破に及びしを以て、食堂は大正四年九月十七日、本堂・後堂・庫裏・下家・玄關等は同五年五月二十五日に改營せり。境内は六百八坪なり。

領主及び區畫の變遷

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同二月大阪裁判所の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北河農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第三區十番組に屬し、同八年四月三十日第六大區三小區十番組に改

まり、同十年十一月六日接近町村として第六大區三小區四番組に入り、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊稱	舊石高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行時人口	町村制施行時人口	明治廿二年七月一日現在人口	明治廿二年七月一日現在人口
上福島村	六、六五〇	五、三〇〇	五、四三六	五、四三六	九、四〇〇	五、五三三	五、六三三

下福島聯合 (下福島尋常小學校設置負擔區域)

本聯合は東は上福島三丁目・同中五丁目より、北は西野田平松町、同草開町・同大野町一丁目・同十六町・同兼平町に接し、西は逆川を限り、南は安治川上通二丁目・同一丁目より、堂島川及び曾根崎川に沿ひ、東西狭長の地にして且曲折せり。

下福島一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・同五丁目(五ヶ町)

此の五ヶ町の地は、もと西成郡に屬し、南中嶋の内にあり。福島村と稱せしが、延寶五年分れて上福島・下福島の兩村となれり、本地は其の一なり。故に村名の起原等は上福島聯合の條に記する所に同じ。元祿十一年安井九兵衛、平野藤兵衛兩名の請地たる道頓堀南岸の地(南區幸町一丁目より五丁目までの地)を開發せられし爲め、其の代地として本村領の外島を交付せられしかば、同地は本村を去れり、後の安井村是れ

なり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、安井村とは當時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依り合併して一村を設け、大村たる本地の名を採りて下福島村と名づけ其の大字となりしが、同三十年四月一日大阪市に編入せられて北區に屬し、下福島大字下福島と稱せしも、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字河原・同カハラ・同コシカヒの反別七町壹反貳畝四歩を區域として下福島一丁目、字船越・同舟越・同樓川岸・同樓河岸・同宮の西・同川岸・同樋の下の反別參町六反貳畝九歩を區域として下福島二丁目、字樋の上・同草場・同艸場・同清渚・同苗代の反別六町參反四畝拾歩を區域として下福島三丁目、字芦の江の反別參町八反參畝貳拾貳歩を區域として下福島四丁目、字下小島の反別貳町六反參畝拾壹歩を區域として下福島五丁目と改稱せり、現在の町名是れなり。

居城所在	氏名	知行高	所在地
下野壬生	島井丹波守忠舉	參萬石	下福島村

天滿宮下之社は下福島二丁目にあり、少彦名命・菅原道眞を祀れり。其の菅原道眞を配祀せしは上之社と同年なりといふ。社名を下の天神といへるは、下福島の地にあるに依れり。明治五年村社に列し、同四十年十一月十五日安井町字木場の無格社豐光神社(雜社)を合祀し、同四十二年六月神饌幣帛

天滿宮下之社

領主及び區畫の變遷

料供進社に指定せらる。境内は五百五拾坪にして、本殿の外に拜殿・神饌所・繪馬舎・社務所・納家等を存し、末社に天照皇大神外六座社・宮比事平神社・嚴島神社あり。氏地は下福島一丁目乃至五丁目、及び安井町にして、例祭は十月二十五日なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、同二月大阪裁判所の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉せしも、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第三區十番組に屬し、同八年四月三十日第六大區三小區十番組に改まり、同十年十一月六日接近町村として第六大區三小區四番組に入り、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日安井請所と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

舊	稱	石	高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町制施行	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
下	福島村	二四	五	三	五三	一	六	一	六

安井町

本町の地はもと西成郡下福島及び野田兩村領なる堤防外の島なりしが、元祿十一年堀江町の成るに及び、道頓堀南岸なる安井九兵衛・平野藤兵衛の請地(今の幸町一丁目乃至五丁目の地)を開發せられし爲め、其の代地

領主及び區畫の變遷

として此の地を交付せられしかば、同人は之を開發して安井九兵衛請所と稱し、或は略して單に安井請所と呼びしが、明治十五年五月六日安井村と改稱し、同二十二年四月一日下福島村に屬して其の大字となり、同三十年四月一日大阪市に編入せられて北區に屬し、下福島大字安井と稱せしも、同三十年四月一日安井町と改稱せらる。

本地は元祿十一年より徳川氏代官の支配となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、下福島村の地に同じ。

舊	稱	石	高	明治九年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行	町制施行	明治廿年七月一日現在反別	明治廿年七月一日現在人口
安	井	三	三	三	三	三	三	三	三

西野田聯合

(西野田尋常小學校設置負擔區域)

- 西野田平松町・西野田草開町・西野田玉川町一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目・
- 西野田龜甲北之町・西野田龜甲南之町・西野田中江町・西野田江成町・西野田吉野東之町・西野田吉野西之町・西野田今開町・西野田大野町一丁目・同二丁目・西野田十六町・
- 西野田對込町・西野田傘平町・西野田茶園町・西野田大開町・西野田新家東之町・西野田新家西之町・西野田上島町・西野田下島町・西野田嬉ヶ崎町(二十五ヶ町)

本聯合は東は下福島一丁目より南に亘りて同二丁目・同三丁目・同四丁目、西は安井町・西野上之町・四貫島町に接し、北は中津川を隔て、西成郡稗島村に對し、及び同郡鷺洲町の浦江に界す。舊野田村なり。村は往時にありては野田洲と呼びし所にして、後西成郡に屬し、南中島の内にありて、野田郷と稱せしも、元弘年中野田村と改稱す。字地に野田新家といへるあり、攝津志村里の條に「野田屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。其の大阪市街に近きを以て東南一部の地には東の町・弓場の町・堤の町等の名を爲せしが、明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同三十年四月一日中津川以西の字赤洲を傳法村に編入し、同川以東なる全部を大阪市に編入せられて北區に屬し、西成野田と稱せしも、同三十三年四月一日從來の名稱を廢し、更に地區を按排して新に町名を設定せり、即ち字平松の反別五町五反九畝貳拾六歩を區域として西野田平松町、字草開の反別參町貳反九畝貳拾參歩を區域として西野田草開町、字村東の反別貳町八反八畝拾四歩を區域として西野田玉川町一丁目、字弓場・同奥・同大北の反別貳町四反拾七歩を區域として西野田玉川町二丁目、字城の内・同堤の反別貳町六反四畝四歩を區域として西野田玉川町三丁目、字北の口・同北之口の反別參町七反六畝參歩を區域として西野田玉川町四丁目、字龜甲貳・同龜甲二の反別參町七畝拾七歩を區域として西野田龜甲北之町、字龜甲壹・同龜甲一の反別參町六反壹畝拾九歩を區域として西野田龜甲南之町、字中江壹・同中江一・同中江貳・同中江三の反別拾壹町五反五畝拾九

歩を區域として西野田中江町、字江成壹・同江成一・同江成貳・同江成三の反別八町四反六畝貳拾五歩を區域として西野田江成町、字吉野中壹・同吉野中一・同吉野中貳の反別拾町八反四畝貳拾歩を區域として西野田吉野東之町、字吉野中三・同吉野中三・同吉野中參・同吉野中四・同吉野中五の反別五町六畝拾七歩を區域となして西野田吉野西之町、字今開壹・同今開一・同今開貳・同今開三の反別九町七反歩を區域として西野田今開町、字大南の反別貳町壹反八畝貳拾七歩を區域として西野田大野町一丁目、字大野の反別六町參反六畝八歩を區域として西野田大野町二丁目、字十六・同十六一・同拾六の貳・同十六貳・同十六の貳・同十六二・同拾六の貳の反別六町參反四畝拾四歩を區域として西野田十六町、字對込の反別壹町九反八畝六歩を區域として西野田對込町、字兼平の反別參町七反四畝拾五歩を區域として西野田兼平町、字茶園壹・同茶園の貳・同茶園貳の反別六町六反拾壹歩を區域として西野田茶園町、字大開壹・同大開貳・同大開三・同大開四・同大開五・同大開六の反別貳拾參町貳畝拾歩を區域として西野田大開町、字新家東・同中瀬の反別四町五反五畝參歩を區域として西野田新家東之町、字新家西・同新家前の反別六町貳反貳畝拾壹歩を區域として西野田新家西之町、字上島田・同曾根島・同土信の反別四町壹反五畝貳歩を區域として西野田上島町、字鼠島の反別六町四畝拾貳歩を區域として西野田下島町、字嬉ヶ崎の反別參町八反六畝拾五歩を區域として西野田嬉ヶ崎町と改稱せらる、現在各町是れなり。

野田城のありし所なり。玉川町三丁目の字城の内・同二丁目の字弓場等は是れ其の址にして、城の内の西南なる馬洗淵と呼べる溝淵は、當時馬洗の場所たりしといふ。城は元龜元年三好衆の築きし所なり。是れより先、永祿十一年九月織田信長の、足利義昭を擁して當國に攻め入りけるに際し、各所に據りし三好衆は之に敵する能はず、四國に遁れ去りしが、同年の冬兵を催し、三好山城守入道笑岩齋・三好下野守入道鈞閑齋・三好日向守入道北齋・岩成主税助を初め四國より來りて堺に着き、同十二年正月五日京都本國寺に將軍義昭を攻めしむ、敗戦しければ之を無念に思ひ、元龜元年六月更に其の一族を擧げて來り、七月二十七日天滿森に陣を取り、本地及び福島に築き、堀を穿ちて據れり、其の福島に築かれし址は詳ならず。かくて三好一族此に籠りければ、信長及び將軍義昭も來り、大軍を以て攻撃に着手せる折柄、淺井・朝倉兩氏の兵を合せて攻上り、大津・松本・醍醐・山科の邊に放火し、近日京都に亂入せんとするよしを報じ來りければ、信長は大に驚き、王城に烟を擧げさせては末代公方の瑕瑾かつ自分の恥辱なるべし、皇居の安否心もとなして、九月二十三日圍を解きて將軍と共に歸洛しければ、城兵も其の落されざりしを勝として本國に歸り、三好三人衆及び諸浪人のみ暫く籠り居たるも悉く退散し、久しく畿内に威を振ひし三好衆も之を掉尾の戰として、其の後は同氏の名を畿内に留めずなりぬ。ついで天正四年四月信長の再び石山本願寺を攻むるに際して、其の將荒木村重は尼ヶ崎より海上を一掃し來り、本地に三寨を結びて河手の通路を取切りしが、後、慶長十九年の

役起るに際しては、大坂方より本地及び新家・福島に砦を置き、大野道犬之を守りしも、十一月十九日江戸方なる水軍の將九鬼守隆・向井忠勝に新家を略せられし後は、守將道犬は退きて福島の高に據り、小衝突は絶えざりしが、二十九日福島の高に井樓も亦陥れりといふ。

惣見記

三好一黨蜂起攝州出張事

扱も去年の春六條本國寺の合戦に三好三人衆悉く打負、各故郷四國に下り、いかにもして先敗の耻辱をす、がんとす、此比阿波國勝瑞と云所へ彼一黨の者ども會合して評定しけるは、扱も去年正月六日桂川の軍に打勝といへども、洛中近邊に味方立よるべき足だまりの要害なき故、終に敗北無念の事なり、今年は畿内の地に可然城を構へ兵糧を入れ攻上り、籠城して時節を見合せ、次第々にはみ入るべし、此時に信長又畿内へ出張し彼城を攻らば、淡州の安宅甚太郎十河等を大将とし、三好一黨四國勢大軍を集めて後詰すべし、若し一戦利を失はば籠城の人数をまとめ一所に引取り凱陣すべしと、群議一決して要害の地をえらぶに、白井入道淨三す、み出て申す様、攝津國中島の内野田福島と云ふ所は近國無双の勝地なり、西は大津なり、四國淡州へ船往還の通路あり、南北東は淀川にて水巻たる事帯のごとし、里の廻りは沼田なり、まことに防戦の要害は増したる所なしと申しければ、さうば是に陣取て公方家井に信長勢を引出し合戦すべしと定めけり、其の用意を催しける比攝州の池田筑後守勝政と同苗の者ども不快の事出来て勝政を出立せば、今年六月十八日勝政より池田豊後守・同周防を誅しけり、殘る池田同苗の面々腹立して頓て勝政を追出し、西國方へ使を立て三好家の味方と成、近日御上洛に於ては手を合せんとて相したがふ、又大坂の一向宗本願寺光佐上人も嫡子光慧を朝倉義景が智に定め、終座を組て越前と一味たる故信長公へ敵對申し、是も三好家へ使者を通じて一味同心に謀し合す、今年元龜元年の夏信長公淺井等と御取合ひを幸とし、彼惡徒ども蜂起せしめ、淡州へ打越安宅甚太郎に相談して大軍を催し、和泉の灘へ押渡る、其の面々先づ細河六郎を大将分とし、三好彦次郎が名代三好山城入道笑岩齋、同子徳太郎、扱又三好

三人衆には三好日向入道北齊・其子兵庫助・三好下野守・其弟爲三入道・岩成王稅助、其外三好治部太輔・同備中守・同帶刀・同久助・松山彦十郎・其弟伊澤・篠原玄番頭・加地權之助・鹽田若狹守・逸見市原・矢野伯耆守・牟木勘右衛門・三木判太夫・紀州の一揆・雜賀の鈴木孫市等を相具し、讃州の十河の者ども引合せて、都合其勢一萬三千の着到なり、同七月廿七日攝州中島天満の森に陣を取り、野田福島に堀をほりまはし、扉をかけ矢倉をあげ、川の浅き所には亂楯逆茂木大綱引て籠籠る、抑此所は元暦文治の比源義經徘徊せられし渡部福島神崎と云しは此地なり、又同月廿九日淡路國人等安宅長太郎一味の族都合一千五百餘人兵庫の浦に着津す、同八月九日尼崎に陣取、同月十三日此勢同國伊丹へ働、伊丹方には池田勝政加勢して其の勢百餘騎伊奈寺と云所へ打出けるを、淡州衆と又勝政を叛さし池田同苗の者どもと日騎ばかり打て出で、高島と云所へ集り、せり合ひ軍して淡路勢打負尼崎へ引入る、勝政並伊丹勢は池田同苗の者どもを悉く追散して首ども少々打捕り歸る、又河内國古橋の城には島山次郎昭高の衆、三好左京大夫義次の衆三百餘人たてこもる、是は若江の城高屋の城より人数をいだし、めをきたる者なり、四國勢はこの城へも取かけ攻戦けるに、古橋の城兵打負て二百餘人討死す、既に三好反覆して畿内大に騒動す、此時にては又帝都へ打入る事も有べし、もしも信長公御出馬の儀遅々せしめば後難ばかりがたき由、五畿内味方の面々所々方々より早馬を參らせ岐阜へ注進申しけり、

同

信長公攝州野田福島大坂表御出馬事

攝州蜂起の事聞召しとゞげられ、信長公彼表に御發向、美濃・尾張・伊勢・三河・遠江の勢を被備、人数都合三萬餘人、同八月廿日濃州岐阜を御立あり、其の日江州横山の城に御宿陣、翌廿一日御逗留、廿二日長光寺の城に御泊、廿三日下京へ御つき本能寺御宿陣、廿四日御逗留、公方家へ出仕有て近日御出馬の儀をすめ申さる、同廿五日御出京南方へ御働、今日淀川を被爲越、河内國比良方の寺内に御陣取、翌廿六日三好方のこもり居たる攝津國野田福島に御働さなり、信長公御本陣は天王寺に御居陣にて、先手の諸軍勢は渡部・津村・神崎・河口・上難波・下難波・木津・今宮・郡戸・濱の手邊まで陣取り、人数充満して尺地の

隙もなし、大坂・堺・尼崎・西宮・兵庫邊より種々珍物を献上して御目見えに參る輩其數を知らず、又御陣取の跡見物のためにとて近隣の在々所々より群參する事なびたし、同月廿七日島山次郎昭高・三好左京大夫義次・松永山城守・和田伊賀守・茨木佐渡守・池田筑後守・伊丹兵庫頭・鹽川伯耆守・宍問源次郎・和泉衆以下信長公へ馳加はり、中島の内天満の森に陣を取る、搦南方の敵徒大將分には細河六郎・三好日向守・同山城守・同爲三・安宅・十河・篠原・松山・岩成・香西越後守・齋藤右兵衛大夫龍興・永井半人佐等人數都合八千ばかり、野田福島の新城に籠籠る處に、三好爲三・香西越後守寄手の強勢を見忽に心替りして信長公へ降參す、頓て己が陣を拂て同月廿八日天王寺の御陣へ參る、九月三日日向守が子兵庫助殿に池田の城を明て福島に逃入る、明る四日播州の赤松一族・三木の陣代別所孫右衛門重棟百四十騎にて尼崎より信長公の御手に加はり、天王寺の御勢と一所になる、同日紀州根來寺家岩室杉坊五千餘人引率し、又島山の被官の面々玉木湯川が名代勢一千餘人皆々天王寺へ參上し信長公の御手に加はる、是のみならず今日四日公方家御出京晚景に及で中島の内堀と云所へ御働座、細河右馬頭藤賢が城に御着陣、御供の人数二千餘人なり、加様に引もきらす味方の大勢馳加はりける程に、天王寺の御本陣にて着倒をつけられければ、御内外様の味方の人数六萬餘とぞ記しける、此勢にては何様の敵をも攻はすべしとて、同月七日信長公天王寺を御立ありて中島の天満の森へ御陣替あり、天神の拜殿も會所も今度炎上しければ、只森の中に御宿陣あり、先陣は野田の北海老江堤出中に陣屋をかくる、同八日大坂の川向の川口と云所に向城御取立蹴初あり、御普請出来して平手監物・舍弟甚左衛門・長谷川興次・水野監物・佐々内藏助・塚本小大膳・佐藤六左衛門・丹羽源六・梶原平次郎・高宮右京等を被籠置、又大坂より十町ばかり西にあたって籠の岸と云所に取出の城を被構・齋藤新五郎・中川八郎右衛門・稻葉伊豫守入れ置れぬ、是皆大坂本頭寺押のなめなり、同九日陣々より人夫を催し埋草をば、こんで野田福島の堀を埋らる、翌十日細河右馬頭の居城の前中津川に船橋をかけられたり、一兩日中に野田福島へ押寄せ惣攻にせらるべしとて、土手芝手を築寄せ面々の仕寄を付て透間もなく押詰らる、城中の敵徒こらへがたく見え

たり、三好方の面々評定しけるは、信長公へ國々の加勢五六萬に及ぶとき、然れども野田福島の要害へ一度にはよも攻來らじ一萬二萬づゝ寄來る者ならん、然らば城方より出て出る事なけれ、小勢を出してあしらひ籠城に日數を送る内に、西國よりの後詰を待てそれを力に引取るべし、今度の退口大切也、もし又其内に信長諸勢一同に打立惣攻せば、木戸口屏際までやすくと引よせ互に鎌合太刀打の勝負手詰の軍に合戦の雌雄を決すべし、必一途に思切て一人も残り退んと思ふ事有べからずと評定しける、同九月十一日信長公の御勢福島堤へ取出鐵砲の軍あり、翌十二日中島の内浦江と云古城へ公方家御入城、是は四十年前以前享祿四年六月四日細川高國此所に櫓籠て細川晴元と合戦ありし舊跡なり、其時高國は負軍なりしかば今以不吉の地なれども要害よきに依て御本陣に被定めり、三好方には是を聞て扱は一定味方今度勝利を得べし、あの浦江の城に籠る者は必ず軍にまぐる也とて悦合ふ事限なし、是より段々に仕寄をつけ、先陣後陣も數をつくして城樓を上げさせ、大鐵砲にて城中へ打入被攻寄、根來・雜賀・湯川・紀伊川與郡衆二萬ばかりの人數にて遠里小野・天王寺・住吉邊に陣取りぬ、日々敵味方鐵砲の音天地に響く、角て近日野田福島を攻落して大坂を可被攻由風聞なれば、大坂本願寺上人に驚き、野田福島落城せば此城ばかり何と云とも不可叶、兩城落去なき内に此城用意有べしとて、同十二日夜半計に寺内に約束の早鐘をつきければ、即時に諸櫓那集て一揆を起し合戦を企つ、人數殊の外多勢也、翌十三日の朝より西風頻に吹上げ淀川逆途に満へたり、三好方より河端の堤を切て寄手の方へ押落す、漲る水内へ入て寄手の陣々雜義せしむ、是に依て同十四日より信長公御下知有て田の中に矢倉を數多築上られ鐵砲を放しかけらる、十六日兩陣鐵砲をやめ大坂方より和睦の愛有けれども信長公御承引なし、是はとても落城の義程有まじく候とて一圖に御取合なし、大坂勢瀾一同に存切り五六千人必死にかたまり、同廿日城より討て出森口邊の刈田をする由、河口の向城より頻りに注進せしめければ、信長頼て彼表へ御出馬有、敵は三千挺の鐵砲をしかけて雨のふるがごとくに打、それにも不據信長公の御旗先にて佐々内藏助・林新三郎・井戸才助・福富平左衛門・野々村三十郎・湯淺甚助等一番に川を渡し、大坂と森口の間へかけ入り内藏

助一番に首を取る、福富・湯淺もつゞいて首取り、敵を四方へ追立無比類高名して引取る處に、大坂勢跡をしたふ、春日井の堤の邊にて寄手引返しせり合又始り、金松又四郎・野村越中守川を乗越馬を入れて、金松はや敵を討捕首を指上ぐ、越中は能敵を討んと深入しけるが、案のごとく大坂方の剛の者に島源太と云者と鎌を合て源太を討捕引のかんとする處を、大坂方紀州雜賀住人志摩與五郎と云者越中に渡し合せ手いたく突合ふ、越中は始の敵に骨を折積をつくしくたびければ働心に任せずして、こにて討死し、與五郎に首を取られけり、本願寺上人大に悦び、大坂に於て與五郎に褒美として銀百枚を與けり、扱越中が討死を見て大坂勢大に氣を得、荒手を出して討てかゝり、味方退口雜義の所に前田又左衛門利家只一人取て返し、後殿をして防ぎ戦ふ、是を見て毛利河内守秀頼・湯淺甚助・中野又兵衛等引返しすけ來て大坂勢を追拂、浮足の敵十四五人ばらんと突倒すを見て、大坂勢も是にひるみ斯にて互に物わかれし、敵味方相引に引取りけり、此度のせり合はひとへに味方のものとも大坂勢をば長細の敵と侮りて深入したる故、却て手なとりむつかしかりけり、前田又左衛門後殿の働皆以稱美しけり、

同 信長公自攝州被引返於坂本對陣事

攝州にては信長公何心もまします、近日大坂野田福島取つめく、攻はされんとて方々手分をなさるゝ所へ、江州上方の注進類にして、淺井・朝倉攻上り大津・松本・醍醐・山科邊を放火し、近日京都へ亂へせん由告來る、廿一日の夜此注進に驚き給て信長仰ける様は、當國表は兎も角もあれ、王城に烟をあげさせては末代公方の御暇且又信長が耻辱なるべし、皇居の安否無心許、諸國の取沙汰口惜からん、何とぞ當所を卷ほぐし、難なく歸落して北國勢を追拂はん、さりながら三好方も大坂勢もよも安穩には引とらせじ、定て跡をしたふべし、先づ一調義こしらへ見んとて敵方の三好山城守入道笑岩が許へ内縁を以て察に御頼あり、今度朝倉江北へ出張に付信長當陣を拂て彼表へ馳せ歸り王城を守護せんとす、御邊もし心あらば何とぞ退口の儀頼入る由被仰越、笑岩もさすが天下の執權たる信長公ひたすらに頼ませ玉へば、敵ながらも黙止がたく、侍は互の儀頼心得申候由返事申、跡を不疑、

されども残る三好勢又大坂勢跡をしたはゞ、信長手を碎き一戦に蹴散かして心安く歸洛せんとて、そのとも純義、不被思召、和田伊賀守惟政・柴田修理進勝家に後殿を被仰付、翌日廿二日拂曉に信長公は公方家を守護しまいらせ、中島表を引拂ひ初の陣所天満の森に陣を被移、斯にて先陣後陣を定め、同廿三日の曉より江口通りを段々に御凱陣なり、是を聞て三好方より中津川の船橋を夜中に切て放しければ、大水漲り落て流るゝ者數を知らず、されども公方も水練の御上手にて難なく川を渡り越し御渡り有ければ、諸人一同に我劣らじと渡し越しけり、御馬廻の諸軍勢潮渡に難なく渡る、されども下々に水に溺るゝ者もあり、扱一里程過ければ江口川の船どもを敵方より切流し通路を取切り、川向には一撥の奴原數を知らず、稻麻竹茶屋打圍で竹籠を持ってさへ居たり、信長公只一騎川の上下をかけたまわし、しばらく御覽じ馬を打入れ渡れんと下知し玉へば、諸卒御下知にしたがひ一同に打入る、然る所に思の外に川淺くて雜兵も不殘歩渡しに一同に打越しけり、此時野田福島大坂の敵徒御跡をしたがひ來らば、ゆゑしき大事にて大方味方敗軍し大將もあやうかるべき處に、此比の手いたき合戦信長公の猛威に恐れ、敵徒評定していや／＼なまじいに跡をしたがひても着け得ぬ事を仕出し、却てつけ入りに城をとられては悪かりなんとて人數を不出、一撥の奴原は和田柴田に切立てられて一たりもなく追散さる、それより路次中難なくして鳥養の堤まで安々と引取り玉か、信長公の御運の程淺からずとぞ沙汰しける。

野田の藤

野田の藤は玉川町一丁目にあり、古來有名なる野田の玉川の藤にして、貞治三年足利義詮は住吉參詣の途次駕を枉げて之を賞し、池の姿を玉川に擬して和歌を詠せしかば、是れより野田の玉川の藤とは稱せしとなん。池邊に石を建て、其の歌を刻せり。當時の藤花は頗る盛なりしものならん。然るに天文年中兵火に遇ひて亡失し、僅に昔日の名残を存せるに過ぎざりしが、文祿年中豊臣秀吉は此に駕を枉

げて尙之を賞し、亭を藤の庵と號し、曾呂利新左衛門をして額を書せしめて之を下付せりといふ。其の後國學復興の一人下河邊長流もまた此の地に遊覽せり。傍に春日神社あり、無格社なり・天兒屋根命を主神として、相殿に天照皇大神・宇賀御魂神を祀り、本殿の外に拜殿・神樂所及び相殿社・稻荷神社の二末社あり・社は此の藤花あるに依りて藤原の祖神を祀りしものなるべし。昔は紫藤の名高くして、小歌節にも吉野の櫻・野田の藤と唄はれ、俗に影藤とも稱し、彌生の花盛りには遠近此に來りて其の幽艶を賞し、茶店飲食店も設けられ、花下は市をなすを恒とせしが、物變り星移り其の地は明治三十一年十一月八日藤富衛の所有地に轉じければ、古來の勝區も四圍に家屋を建設し、漸次俗氣に侵され、今は僅に其の面影を殘せるのみ。

難波かた野田の細江を見渡せば藤波かゝる花の浮橋

西園寺公經

紫の雲とやいはん藤の花野にも山にもはひそかゝれる

足利義詮

いにしへのゆかりを今も紫のふし涙かゝる野田の玉川

同

さく花のしたにかゝるゝ人おほみとよめる歌は、いにしへの藤うしの榮花のさかりによせたるなるへし、これは近きよに豊原の太閤あその衣のひとへより起りて、遂にわかおほやまとをさへおほひ飾れるそてのいきほひ、はるかなる所土までもおひつかし給ふる時に、あひにあひたるさかりと見えて、名は高濱の松のひゞきと四方に聞えし藤なりけん、今其の古根のひゞきは猶此の庵の庭に残りて、春を忘れぬかたみなりければ、ゆかりの色たつれきたりて見る人の絶えぬもあはれなり、それか中にほり江の河の長さ流を名とせる翁ありてかくのへまみたりし、

みへ鹽の時うつりにし難波津に有し残の藤波の花

下河邊長流

荳田村看藤花

廣瀬旭莊

薰風一夕掃韻華 吟杖匆匆出我家 桃谷櫻祠遊已了 來看郊北紫藤花

遊野田村

早野思齋

新樹櫻池風物清 野亭畫靜聽蛙鳴 池中瀉出龍蛇影 紫白花披藤一棚

野田村に蜺あへけり藤の垣

鬼貫

蛭子神社

蛭子神社は玉川町貳丁目字弓場にあり、言代主神を主神として相殿に天照皇大神・八幡大神を配祀せり。創建の年月は詳ならず。社地内に御影石の建石あり、表面に「ゑみすみや」と題し、左側に永久三乙未年三月、右側に願主山名磯治建之、裏面に御神祭日炬燒礮と刻せるを見れば、永久以前の舊社なるが如くなれども、山名磯治は近代の人なるが如くにも里傳すれば、該碑の記する所遽に信すべからず。社に舊記の存せざるは本地の被害に罹りしことあると、中世屢兵亂の巷となりしことあるに依れるならん。正徳三年五月及び寶曆十一年四月の兩度に、境域の整理を爲して社殿其の他大に完備せしといふ。今の社殿は明治十二年五月・拜殿は同三十二年七月の改築なり。舊野田村の産土神にして、明治五年村社に列し、同三十九年十二月二十四日神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百八拾八坪にして、前記本殿・拜殿の外に幣殿・神輿舎・太鼓舎・繪馬舎・社務所・納家等相連り、末社に熊野神社・小毘古名神社・事平神社あり。氏地は今も本聯合一圓にして、例祭は十月十日なり。

七小公園の

同社の北側なる玉川町一丁目には、今上天皇陛下即位御大典の記念事業たる、大阪市七小公園の一あり、公園は大阪市に於て參百七拾六坪七合壹勺の地を買収し、大正六年七月三十日土功に着手し、同年十二月三日竣成開園せしものなり。

極樂寺

極樂寺は玉川町二丁目字奥之町にあり、清淨山と號し、眞宗東本願寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、天文元年八月二十四日江州觀音寺城主佐々木定頼京師の日蓮宗徒と連合し、火を放ちて山科本願寺を攻め、證如上人の遁れて本地に來られけるを追及して已まざりしかば、本地及び附近の門徒馳せ來りて防戦し、翌二年八月九日上人は福島の砦を見分せんとて出られしに、定頼之を知りて伏勢を途に置き上人を取圍みて其の危きこと云ふ許りなし。本地及び福島の門徒は之を聞きて馳付け、萬一にも上人に過あらしめては誰ありて他方本願を末代に傳へんや、一命を捨て、佛恩を報ずるは此の時なりとて、無二無三に敵中に突き入りて一方の血路を開き、三郎右衛門といへる者馬の轡を取りて上人を遁れしめんとしけるに、敵は此の機會に上人を討て永く本願寺の根を絶やさんと、追撃益急なりしかば、厚信の徒は敵前に立ち塞がりて命を毫毛よりも輕んじ、進んで鏑先に命を落し、太刀下に切捨てられて忽ち二十一人は討死せり。其のひまに上人は漸く虎口を遁れ、其の夜御書を認めて之を野田惣中に與へらる。同年佐々木定頼との和談調ひ、佐々木勢は引揚げ去りしが、翌三年八月祖師上人眞筆の十字名號を與へて二十一人の忌法事を營ましめ、同年十二月二十五日更に大幅の本

尊を村方惣中に附與せられ、教如上人の御代に至りて一字を建立せしもの即ち當寺なり。然れども其の創立の年代に就ては疑あり、即ち南徳寺の記録に、法難當時上人遁れて野田の禪房に入られしこと見ゆれば、當寺は禪房と稱して當時以前より已に存したるものにはあらざるか、野田村の總道場となりて繼續し、延寶二年四月二十一日初めて寺名を公稱し、元祿十一年三月寺地の租を免除せらる。享保の初めより村内同行の間に西派に傾心する者ありて内訌を生じ、同二年七月本山より役僧下坂し、代官所役人と立合の上鎮撫されて表面は靜穩に歸したるも、十月九日に至りて西派傾心の檀徒は大幅の本尊を殘せるの外、寶物内陣具等を持ち去りて別に道場を設けて之に屬せり、即ち圓滿寺是れなりと。同三年の冬御坊地に取立て、本尊御影・佛具等を授與して難波別院の支院と爲せり。大正二年七月九日改めて本山の末寺となる。而して本地は前に記するが如く二十一人討死の由緒あるを以て、本願寺に於て七月二十八日其の子孫二十一人に御齋相判を命せられしが、後、故ありて八月二十八日に變更せらる。相判に預れるを御頭講中と呼び、討死者の子孫のみなりしが、其の子孫明ならざるに至りしを以て、今は當寺及び南徳寺の門徒中より毎年本山に上るを例とせり。討死者二十一人の逮夜は八月八日・命日は九日なるを以て、之を祥月として寺は法要を營み來りしも、炎暑の交なるを以て今は四月の八九兩日に變更せらる。庭中に二十一人の墳といへるあり。境内は四百七坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・太鼓樓・樂醫門を存す。

圓滿寺

圓滿寺は玉川町一丁目字東にあり、居原山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、極樂寺記に、享保二年十月檀徒の内訌に依りて其の西派傾心者別に一の道場を建てしといへば、當時のことならんか。其の創立を天文二年八月にありとせるものあるは、極樂寺檀徒の分れて建てしものなるを以て、之を法難當寺の年月に繋けしものなるかの如くに思はる。當寺檀徒にありても御頭講中といへるありて、本山法主の御齋相判に預り、二十一人の法要を營み、かつ庭前に二十一人討死者の供養塔あり。境内は貳百五拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・樂醫門を存す。寺寶に證如上人の御書あり、即ち法難當時同上人の野田惣中に與へられしものなり。

南徳寺

南徳寺は新家東之町にあり、眞宗東本願寺の末にして阿彌陀佛を本尊とす。本尊は木像に七て安阿彌の作なりと傳ふ。寺記に依れば、開基圓澄は俗名を和三郎といひ、本地住人有田勘兵衛の次男なり。勘兵衛は已に極樂寺の條下に記したる天文二年八月證如上人の法難戦死者二十一人中の一人なり、父の法難に戦死せしを以て發心して同法主の弟子となりて圓澄と法名し、翌三年八月十三日戦死者二十一人の一周忌を勸修せんが爲め、一字の坊舎を建立せしもの即ち當寺にして、文化三年十二月本堂を再建せり。寶物に親鸞上人眞筆の十字名號(覺如上人の讀あり)・及び證如上人の御書あり、御書は二十一人討死の夜同上人の野田惣中に與へられたるものに係り、十字名號は其の一周忌法要に際し同上人より與へられたるものにして、創立當時の本尊たりしものなりといふ。庭中に周圍壹丈參尺に餘れる銀杏の

老木あり、樹下に古印塔ありて表に廿一人塚と鑿し、裏に天文二年秋八月九日と記せり。住職は圓澄以來今に至るまで十二世血脈相承せり。歴代中義愾は諱を龍潭と呼び、頗る學徳に富めり、壯年豊後に下りて日田の廣瀬淡窓の門に入り、刻苦勤學遂に其の塾頭に擧げられ、淡窓の知遇厚かりしのみならず、廣瀬旭莊・恒遠頼母・雲華院大含諸氏と親み、旭莊及び淡窓の讚せる其の壽像は今に残れり、一生を通じて名利を厭ひ、専ら門徒の教導に努めしといふ、其の入寂は明治十六年十月三十日にして、詩稿中には見るべきもの少からず。境内は貳百貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・太鼓樓・藥醫門を存す。

證如上人の消息(前編寺及び其の關係等に所載すれども其の關係の實なるかは讀者の判斷に付)

今日のかつせんに廿一人うちしにのよし、いたはしませむにおよぼす候、しかれともしやう人の御方を申されたのもしくありかたく候、うちしにのかたくはこくらくわうしやうをとけられ候はんする事うたかひなく候、いよくちそなたのみ入候、此しうちしにのあとへもつたへられ候、あなかしこ、

八月九日

證如花押

野田惣中へ

龍潭壽像の讚

廣瀬孝

嗚呼潭師 救世憂時 儒日仁義 佛日慈悲 淵々其志 高々其姿 吾昔法嗣 拜之念之

同

旭莊謙

世稱多栖利市間 村居誰若老師間 樽殿誦經澹無事 開盡茶窓見遠山

無題

龍潭

欲先晚涼遊水亭 囊裏老脚渡沙汀 諳看風路有無處 垂柳粘波倒影青

見真大師六百回忌作

同

歲居辛酉暮春天 幡影層々高閣前 四海人來稱八萬 一山僧會亦三千 佛威全向真宗見 祖訓皆從法主傳 悲喜淚飛靈像下 神猶如在默巖然

大仙寺

大仙寺は江成町にあり、小林山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基賢性は本願寺准如法主の直弟となり、寛永十八年平野町に創立し、寶曆七年七世秀慶北久太郎町四丁目に移り來りしが、明治四十年五月三日當所に移轉せり。境内は貳百四拾八坪壹勺を有し、本堂・庫裏・下家・冠木門を存す。

因願寺

因願寺は吉野東之町にあり、餘芳山と號し、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和三年當國菟原郡大石村に創立せられ、寛永十五年大坂玉造西伊勢町に移り、正保三年京町堀上通四丁目に轉じ、大正五年六月十五日更に當所に移轉せり。境内は貳百坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

領主及び區畫の變遷

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月また大阪府の管轄に復す。而して區

畫の制定あるに及び、同五年五月西成郡第三區九番組に屬し、同八年四月三十日第六大區三小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第六大區三小區となり、同十二年二月十日西成郡役所部内となり、同月二十一日第二十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理域となりて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

野田村	一、二六・五六	一、二六・六〇	一、二六・一〇	一、二六・一〇	一、二六・一〇	一、二六・一〇	一、二六・一〇
舊稱	舊・石高	明治九年改正 有留地反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別

附記

大阪市區改正

大阪市區改正は大正七年東京市區改正條例の準用となりて現はれ、ついで都市計畫法の發布に依り都市計畫事業として遂行せられんとす。然れども其の市區改正の聲を發したるは久しき以前にあり、久しき以前より其の聲の發せられたるは街路の狹隘にして不整なるに因る。已に記せしが如く大阪の市街は、大阪城を基點として割出されたるものなるかの如くに見えて、船場・島之内は稍井然として見るべきものあるも、其の他は不整甚しく、且、全部を通じて四間三分とか三間三分とかいへる規程に依りて成れる、狹隘なる街路なるのみならず、其の規格もいつしか弛廢したりけん、兩側より侵されて一層狹隘を極め、大都市たるの形質を缺き、交通運輸の便を害しければ、其の發展して交通運輸の次第に増加するに伴ひ、其の不便利は市民の痛感する所となり、市區改正の聲はいつとはなくに市民の間に發せしが、明治十八九年の頃に至りて高唱せらる。而して其の高唱せられし結果は、建議案となりて同十九年十二月の大阪府區部會に現はれ、同區部會の議決する所となりて左記建議書の大阪府知事に提出せられたるもの、是れ我が大阪に於ける市區改正公議の初めなり。

市區改正の計畫を讀ふの建議

夫れ我大阪府市區の改正を要すべきは、目下社會の輿論となりて常に嚙々噴々する所にして、亦深く怪むに足らざるものあるが如し、何となれば今や眼を放て區内の情態を觀察すれば、其の改良を加へざるべからざるものは目前に充塞填堆せるにあらずや、然り而して其之が改正の計畫を爲すに當り、先づ第一に要すべきものは道路橋梁の位置を確定して橋墩及び道幅を取極むべき事、第二には蒸汽機關を使用して物品を製造せる危険の工業家等をして適當なる場所に移轉せしむべき事、第三には販業者の區内に散在せる者を別に移住せしむべき土地を求めて此に轉住せしむべき事、第四には花街の移轉地をトして該營業者に其の準備を爲さしむべき事、以上擧ぐる所のものは、目下の一大急務にして、豫め之を定め置かざらんには、假令新規の土木も起し、衛生の法も施すとも、實に徒勞徒費に屬するのみならず、間接には人民各自の利害に影響を及すや實に鮮少にあらざるなり、是れ該計畫の一日も忽にすべからずとなす所以なり、然りと雖も此事たるや實に古今未嘗有の一大事業にして、之が企圖計畫を爲すに方では、素より一朝一夕の能く爲し得べきものにはあらざるなり、故に之が取調委員を選定するが如きに至りては、可成的土地人情に通曉せる者、及び技術師・衛生家・商法家・我々代議士等を以て之に當て、曲さに實際の利害に鑑み、適當の措置を討究し、専ら公平なる衆論輿議の歸する所に從ひて之が計畫を審査せざるべからざるは、亦蓋し論を待たざる所なるべし、因て冀くは速に該計畫の實施あらんことを、茲に滿場の一致を以て明府閣下に稟請す、閣下それ幸に採納の榮を辱せよ、此段建議仕候也、

明治十九年十二月十日

大阪府區部會議長 龜岡徳太郎

大阪府知事 建野郷三郎

大阪府は同建議を納れ、大阪市區改正方案取調委員なるものを設け、同二十年一月六日武内維績を

以て其の委員長と爲し、加藤海藏・内藤眞三四・平田好・野尻武助・岡澤貞一耶・林宗親・山田幹・船曳甲に委員を命じ、委員は同月二十六日を以て同委員會を開き、各委員は地積・人口・市區古今の變遷・戸口増減の情勢・道路・橋梁・河川・下水・溝渠・鐵道・遊園・神社・寺院・演劇場・官衙・學校・市場・集會場・遊技場・寄席・廣場・鐵道停車場・外國人居留地・遊廓・博物館・屠畜場・埋葬場・肥料倉・古着襪襪取扱所・旅人宿・裏店戸數・表屋戸數・官有濱地戸數等を分擔調査して參考に供することに定め、拮据勉勵以て之が調査を遂げ、同年三月十六日第二回市區改正委員會を開會し、更に利害得失を研究して設計せられたるものは、左記の如くなりしといふ。

市區道路改正

幅員等級

壹等	幅員 拾五間	車道 拾四間、二間、二間、二間
貳等	同 拾間	車道 拾四間、二間、二間
三等	同 八間	車道 拾四間、二間、二間
四等	同 六間	車道 拾四間、二間、二間
五等	同 四間	車道 拾四間、二間、二間
壹等	同	車道 拾四間、二間、二間

人車道區別なし

第一號

一、北區梅田停車場より曾根崎村露天神の脇より蛭橋・大江橋・淀屋橋を経て、西成郡今宮村新道四等に達す。

第二號

一、東區大阪鎮壺大手馬場工兵第二方面前より高麗橋筋・筋違橋を経て、江戸堀通を直線に崎吉橋北詰の鼻より居留地に渡り富島波戸場を直行し、南安治川筋を天保山に貫く。

貳 等

第一號

一、西成郡曾根崎村梅田停車場東の踏切より同村露の天神後にて東折し、北野村寺町橋を経て、直線に造幣局横に達す。

第二號

一、西成郡北野村國道第廿六號路線より起り、二等第一號新道路を横断し、北區木幡町通り老松町一丁目より同橋上町難波橋々臺迄筋違に貫通し、東區北濱二丁目横町を直線に國道第廿九號路線に達し、西成郡今宮村迄。

第三號

一、西成郡長柄村より天神橋筋天神橋を渡り、京橋通三丁目より松屋町筋を直行し、西高津村を貫き、東成郡天王寺村新道四等第十號線に達す。

第四號

一、西成郡梅田停車場より櫻橋を経て渡邊橋を渡り、西區西國橋西詰に達す。

第五號

一、西成郡梅田電信局より綠橋・柳橋東詰の堂島川新架橋を渡り、北區宗是町を横断し、筑前橋を上流に換架し、其の南詰に達す。

第六號

一、東區陸軍借行社脇より内本町通本町橋を経て直行し、信濃橋東詰に達し、夫より信濃橋を渡り、靱南通一丁目を西に貫き、百間堀を渡り大阪府廳後に達す。

第七號

一、西高津村天王寺警察署前三等第一號路線より高津町新堀川を渡り、六番町難波停車場迄横断し、夫れより難波村西側町木津川に達す。

三 等

第一號

一、西成郡川崎村空心町三丁目境界より新天満橋を経て、谷町通天王寺村阿部野街道に達す。

第二號

一、北區川崎町造幣局前より青物市場通太平橋・難波小橋を経て、堂島濱通堂島大橋に至り右折し、下福島村北安治川通船溜所に達す。

第三號

一、北區中の島一丁目山崎鼻より西岸に分れ、濱通七丁目端延橋に達す。

第四號

一、東區谷町より平野町通京町橋を経て、京町堀池大阪府廳横を通り、木津川橋を経て居留地を貫き富島波戸場に達す、

第五號

一、東區谷町四丁目より泉町通り北久寶寺町筋西橋堀新渡邊橋を経、立賣堀北通大渉橋を渡り木田町通富島波戸場に達す、

第六號

一、西區土佐堀一丁目西國橋西詰より西横堀西側通直線に道頓堀川を越え、木津村新道四等第十號線に達す、

第七號

一、西區土佐堀通五丁目湊橋西より起り、雜喉場通木津川に架す千代崎橋東詰に至り、夫より木津川沿西成郡西側町を経て材木置場を貫き、津守新田に係る新道四等第十號線に達す

第八號

一、西區居留地端建藏橋南詰より梅本町通梅本橋を渡り、松島橋西詰を右折し、松島町通西成郡三軒家村船園場に達す、

四等

第一號

一、西區土佐堀通一丁目新肥後橋西より、江戸堀南通一丁目の一等第二號線に達す、

第二號

一、西區土佐堀通二丁目筑前橋南詰より、大賣橋・羽子板橋を渡り、花屋橋通新町北通一丁目より新町南通一丁目に達す、

第三號

一、西成郡上福島村より直線に淨正橋を渡り、西區常安橋通り立賣堀北通二丁目折曲り、直線に西區道頓堀川住吉橋南詰に達す、

第四號

一、西成郡下福島村より北區堂島大橋通及西區長堀間屋橋を経て、西成郡難波村新道四等第十號線に達す、

第五號

一、東區内久寶寺町一丁目上本町筋より、上本町通東成郡北平野町天王寺を経て河堀口に達す、

第六號

一、北區空心中町一丁目より天神小橋筋源藏町通折曲り、老松町通り直線に曾根崎新地裏町樋上に至る、

第七號

一、西成郡清堀町空堀通り九之助橋西詰を南へ折曲り、東四の清水橋を渡り、北堀江通千代崎橋を渡り、花間橋を直線に西へ安治川南通二丁目に達す、

第八號

一、南區瓦屋町松屋町辻より西へ道頓堀通り及幸町通を経て、幸町五丁目三等第七號線に達す、

第九號

一、南區西橋町太左衛門橋南詰より直線に西成郡難波村新道二號第十號線に達す、

第十號

一、東成郡天王寺村天王寺表門より西へ直線に、西成郡今宮・木津村を経て木津川船溜所に達す、

第十一號

一、鎮座京橋口より國道第二號路線に達す、

一、北區瀨島備前島橋より東へ大長寺角を左折し、櫻の宮を経て西成郡海八渡に達す、

一、東成郡天王寺村奈良街道谷町筋より東へ河堀口に達す、

其の設計せられたる道路線を見るに、一等道路の幅員を十五間となしたるが如きは、今日の如き電車線の道路としては格別、單に人の往來と車馬の通行を期したる當時の道路としては、寧ろ其の廣きに失せざるかの如くなれども、將來の發展を見越して此の設計を立てし大膽には驚くべし。又其の設計せられたる道筋の如きも大體に於て後の大阪市區改正委員會に於て決定せられたる道筋と相似たるものあり。中にも其の梅田停車場より蜷橋・大江橋・淀屋橋を経、今宮に至りて四等十號線に達せしめたる一、一等一號路線の如きは、同大阪市區改正委員會に於て決定の廣路と其の道筋を一にせるのみならず、同廣路は其の終点を難波停車場附近となせるも、此の一等一號路線は遠慮なく南に直通して、四等十號路線に連絡せしめ、其の四等十號路線は大阪に最も縁故の深き天王寺の表門前より一直線に西向して木津川に達せしめたるは、興味の津々たるものなくばあらず。後の大阪市區改正委員會に於ても、其

の天王寺西門前より西に向へるものを、同じく西方木津川まで直進せしめて十六間の幅員と爲し、以て其の廣路を同路線に聯絡せしめ、且外部より來れる鐵道・電車の如きも總て同路線に沿ひて吞吐せしむるの設計となせしならんには、今後接續町村の編入せられて南方住吉まで大阪市の延長したる曉に、同路線は大阪市の中心東西幹線街路となるべければ、尤も理想に適しかつ意義をも有したりしかの如くに思はる。又其の一等二號路線を東區大阪鎮臺大手馬場前より高麗橋筋・江戸堀通・居留地・富島波止場・南安治川筋を経て天保山に直通せしめたるは、海陸の聯絡を圖れる大趣旨に出でたるものにして、同趣旨なる後の大阪市區改正委員會に於て決定せし一等大路二類一號路線とは其の起終点を異にせるも、築港の設けなく梅田驛の發展著しからざりし當時にありては、復た適當の設計たりしならん。而して此の市區改正案は行はれずして經過し來りしが、市街は漸次發展して附近村落を市街化せしめて已まず、明治三十年四月一日より遂に其の接續町村を編入せらる。編入せられたる新市は復た自然の發展に委せられたる街路なるを以て、舊市の其れに比して一層狹隘かつ蜿蜒不整を極めければ、市は其の之を整理するの急務なるは勿論、かつ一定の標準を立て、將來の建築者に準據せしむる所あらんと欲し、工學博士山口半六氏に街路の設計を囑托するに決し、同博士は之に應じて之が調査に従ひけるに、大阪市從來の街路は東西南北の方位に依りて區畫せられたるを以て、同博士は此の編入新市の分も其多くは之に依りて配置するの便なるを認め、かつ舊市の街路は幅員の廣き所にて四

間三分、又其の市街の區畫は縦横共に五十間内外に過ぎざるも、民度の進歩に伴ひ交通運搬は頻繁となり、建物の規模も廣大となるべきを以て、歐米各市の例と當市の實況等を參酌し、市街の區畫は縦凡二百間・横凡百間を標準として街路を設計し、なほ其の編入新市の街路中には、舊市の街路に聯絡せざれば交通の便を達せざるものあるを以て、舊市街の其れも共に之が改修又は新設の要を認めて設計せると共に、街路と唇齒輔車の關係を有せる堀川、及び市民快樂の爲めに市に於て設備すべき性質の公園をも設計せり。

一、街路の等級及幅員の内譯表

街路等級	街路總幅	車道	人	道
一 等	九十尺(十五間)	五十四尺 <small>踏道敷巾 三十八尺五寸 踏車道巾 二十五尺五寸</small>	左右側 踏道	十八尺
二 等	六十尺(十間)	四十尺 <small>踏道敷巾 二十五尺五寸 踏車道巾 十八尺五寸</small>	左右側 踏道	十尺
三 等	五十一尺(八間半)	三十四尺 <small>踏道敷巾 十八尺五寸 踏車道巾 十九尺二寸五分</small>	左右側 踏道	八尺五寸
四 等	三十九尺(六間半)	二十七尺 <small>踏道敷巾 十九尺七寸五分 踏車道巾 十九尺二寸五分</small>	左右側 踏道	六尺
五 等	三十尺(五間)	二十尺 <small>踏道敷巾 十九尺七寸五分 踏車道巾 十九尺二寸五分</small>	左右側 踏道	五尺
六 等	廿五尺八寸(四間三分)	十七尺八寸 <small>踏道敷巾 十九尺七寸五分 踏車道巾 十九尺二寸五分</small>	左右側 踏道	四尺
七 等	十九尺八寸(三間三分)	十五尺八寸 <small>踏道敷巾 十九尺七寸五分 踏車道巾 十九尺二寸五分</small>	左右側 踏道	二尺

一・二・三等は何れも幹線街路とす、

一等街路人道十八尺の内八尺は植木を爲すべき場所とす、

四等街路中鐵道避線の場所に於ては、踏車道巾十一尺五寸となる、

七等街路は今の市中に存在せざるものにして、本設計には觸せざれども裏道に限り應用せり、依て便宜の爲め之を掲ぐ、

一・二・三等街路には電氣・馬車鐵道の復線、四等には單線鐵道を設けらるべし、

一、街路の各線

街路の東より西に通ずるもの、又は是より四十五度以下の角度を爲すものを東西線と名く、

北より南に通ずるもの、又は是より四十五度以下の角度を爲すものを南北線と稱す、

街路の番號は等級に依らずして線の順序に依り、東西線を先にし南北線を後にす、

番號順は淀川以北よりして以南に至る、

東西線の番號は北なるものより數へて南に至り、東なるものより始めて西に終る、

南北線の番號は東なるものより數へて西に至り、北なるものより始めて南に終る、

一等街路

東西線

第十六號線 梅田停車場の前に起り、日本郵船會社大阪支店の前を經過し、出入橋の所にて堀川を渡り、大阪市立商業學

校の北・第一尋常中學校の北・日本紡績會社の南を經過し、船津橋を渡り端藏橋に至る、

第七十五號線 端藏橋に起り、外國人居留地の東濱梅本町・尻無川の常盤橋四詰の一つ西の辻同花園橋四詰一つ西の辻を

經河し、新架橋に依りて運河會社堀川・新設堀川第四號・同第十六號・同第五號・同第六號を渡り、築港埠頭大棧橋に至る、

二等 街路

東西線

第十五號線 梅田日本郵船會社大阪支店の南に起り、西成郡役所の南・日本紡績會社の西北隅・攝津製油會社の南を經過し、新架橋に依りて逆川を渡り安治川北通二丁目に至る、

第二十五號線 西九條に於て第十五號線と交叉の點より來り朝日橋に至る、(十五號線は東は、六等街路に屬す)

第二十六號線 朝日橋に起り四貫島・春日出・島屋新田を經過し、安治川北岸のドックに至る、

第五十一號線 大阪鐵道城東線の暗峠街道踏切に起り、眞田山の北を經過し、空堀助と内安堂寺町筋の中間を貫通して東横堀川末吉橋を渡り、長堀川の北岸に沿ふて高橋北詰の西に於て新架橋に依り木津川を渡り、第七十八號線(三)の東端に至る、

第五十六號線 大阪鐵道城東線桃山停車場に起り、毘沙門池の北・東成郡役所の南を經過し新架橋に依りて高津入堀川を渡り、日本橋筋と交叉し、難波藏の前を經過し、鴨川の北岸に沿ひ、攝津紡績會社の南に出で、材木置場町を貫通し、新架橋にて木津川を渡り、難波島を貫き、新架橋にて木津川支流を渡り、大阪紡績會社の前に至る、

第七十六號線 端建藏橋に起り、居留地の北濱古川の南岸木田町通三丁目・安治川南通の南を經、新架橋に依りて運河會社堀川・新設堀川第十六號・同第四號・同第五號・同第六號を渡り、大阪セメント會社及アルカリ會社・中央セメント會社等の南を經過し、築港埠頭大棧橋に至る、

第七十八號線 松島橋の南に於て第五十一號線(三)の西端・木津川上の新架橋に起り、尻無川常盤橋を渡り、第七十五號線(一)に至る、

(一)に至る、

第七十九號線 尻無川常盤橋に於て第七十五號線(一)・第七十八號線(二)の交叉點に起り、正西に向ひ第七十六號線(三)に至る、

第八十三號線 岩崎火葬場の東北に於て第六十一號線(三)の西端木津川上新架橋に起り、正西に向ひ新架橋に依り尻無川を渡り第七十五號線(一)に至る、

第九十號線 三軒家大阪紡績會社の前に於て第五十六號線(三)の西端に起り、同會社の南に沿ひて西南隅に至り、屈折して第八十六號線(五)に至り、夫より正西に向ひ新架橋に依り尻無川及新設堀川第十五號・同第十六號を渡り、第七十五號線(一)と交叉し、第七十六號線(三)に至る、

南北線

第三十七號線 梅田新築停車場前に起り、大阪歌舞伎座の東を經過し新架橋に依りて曾根崎川を渡り、堂島を貫通し、新架橋にて堂島川を渡り、中の島郵便局の東を經過し、新架橋にて土佐堀川を渡り、西横堀西岸に沿ひ、新架橋にて道頓堀川を渡り、大阪鐵道湊町停車場前に至る、

第三十九號線 鷺洲村字大仁の郡界に起り、正南に向ひ西成郡役所の西を經過し、福島淨正橋の處に於て第八十二號線(二)の北端に至る、

第八十二號線 福島淨正橋に起り玉江橋・常安橋を渡り、夫れより屈折して大目橋に至り同橋を渡り兩國橋に至り同橋より舊道を経て白髮橋を經過し幸橋・汐見橋の中間にて新架橋に依りて道頓堀川を渡り、南行して西濱町を貫き郡界に至る、

第九十二號線 安治川南通二丁目に於て安治川の南岸に起り、正南に向ひ新架橋に依り運河會社堀川・尻無川及び新設堀川

第四號・同第五號・同第七號・同第八號を渡り、木津川の北岸に至る、
 第九十五號線 安治川南通三丁目に於て安治川の南岸に起り、正南に向ひ新架橋に依り新設堀川第四號・同第五號・同第七號及尻無川を渡り、臨海停車場に至る、

三等街路

東西線

第四號線 榎地村の郡界に起り、正西に向ひ櫻の宮神社の北を經過し、淀川源八渡の下流新架橋の所に至る、
 第十號線 淀川源八渡の下流新架橋の所に起り、三菱會社所有製煉所工場の北を貫通し、天満興力町及末廣町を経て、大阪監獄署の南・北野太融寺の南・寺町寒山寺の北を經過し、梅田停車場前に至る、

第二十一號線(一) 船津橋北詰に起り、正西して第二十四號線に接す、(二十四號線改定後)

第二十四號線(一) 第二十一號線の西部に起り、新架橋に依りて逆川を渡り、第二十五號線(一)に接す、(二十五號線改定後)

第二十七號線 第二十六號線(一)に起り、第四百四十九號線(一)に至る、

第六十一號線 高津神社の西に於て第三百三十二號線(一)に起り、道頓堀川の北岸に沿ひ、木津川と道頓堀川の合流點の北に於て新架橋に依り木津川を渡り、第八十三號線(一)の東端に至る、

第六十二號線 南海鐵道難波停車場前に起り、難波入堀川の東岸に至り風折し、濱通の一部を経て同堀川を新架橋に依りて渡り、第八十四號線(一)の南端に至る、

第九十五號線 三軒家船園場の西岸に起り、正西に向ひ新架橋に依りて新設堀川第十五號・同第六號及尻無川を渡り、築港埠頭大棧橋に至る、

第百號線

船園場の南に於て木津川の西岸に起り、臨海停車場の東北隅に於て第九十二號線(一)に至る、

第百一號線

臨海停車場の東北隅に於て第九十二號線(一)に起り、臨海停車場の北側に沿ひ第二百十二號線(一)に至る、

第百三號線

臨海停車場の東南隅に於て第九十二號線(一)に起り、臨海停車場の南側に沿ひ第二百十二號線(一)に至る、

南北線

第二百二十八號線 櫻の宮神社の北に於て第四號線(一)に起り、關西鐵道網島停車場大長寺前を經過し、鯉江川の北岸に沿ひ備前島橋に至る

第三百三十二號線 豊崎村字本庄東南の郡界に起り、正南に向ひ天神橋筋四丁目の北端に至り、天神橋筋・松屋町筋を経て天王寺逢坂下より郡界に至る、

第四百四十九號線 正蓮寺川軍用橋に起り、正南に向ひ四成鐵道線と交叉して安治川北岸に至る、

第五百十號線 正蓮寺川軍用橋に起り、第三十號線(一)の東端に至る、

第七十九號線 道頓堀川新架橋に起り、南に向ひ舊街路を經、其南端より難波入堀川南の新架橋に至り、夫れより難波鶴眼寺の東を經過し、市立顯慈院の西を通ずる舊街路を經、新架橋に依りて颯川を渡り、朝日紡績會社の西を經過して郡界に至る、

第八十四號線 難波入堀川南の新架橋に於て第六十二號線(一)の西端に起り、同堀川の西岸に沿ひて大阪鐵道湊町停車場前に至る、

第二百十二號線 築港ドック裏手に沿ひ、市有地と民有地の境に通ず、
 四等街路

東西線

第三十號線 南傳法村の西に於て第五百十號線(三)の北端に起り、秀野・木西島・常吉の新田を經過して海岸に至る、

第五十三號線 鶴橋村字木野の西北の郡界に起り、小橋・高津・梅ヶ辻・高津番町を經過し、新架橋に依り高津入堀川を渡

り、日本橋筋と交叉し、難波新地二番町を經過し、新架橋にて難波入堀川を渡りて大阪鐵道湊町停車場前に至る、

第五十四號線 鶴橋村字木野の西南の郡界に起り、桃山避病院の南を經過し、第七十六號線(五)と交叉し、夫れより天

王寺警察署の南の筋の東端に至り同筋を經、生國魂北向八幡社の南を經過し、生國魂東門南北筋に至り、同所より南方に屈

曲して御藏跡町の東端に於て第三百二十二號線(三)に至る、

第六十四號線 生國魂神社の西南に於て第三百二十二號線(三)に起り、御藏跡町の舊街路を經、日本橋筋一つ西の辻に至り、

同所より難波藏前の舊街路に至り同町を經、新架橋にて難波入堀川を渡り、難波鐵眼寺の北及南を經過し元町筋に至り、

夫れより舊街路を經大阪鐵道踏切を越え、同所より黃瀬會社南の街路の東端に至り、同町を經て難波西側町に至る、

第八十七號線 三軒家大阪紡績會社の北に於て木津川の西岸に起り、正西に向ひ新架橋に依り尻無川を渡り、第七十六號線

(三)に至る、

南北線

第三百十號線 豐崎村字國分寺の郡界に起り、空心町筋及谷町筋を經て四天王寺西門前を經過し、大阪鐵道天王寺停車場に

至る、

第七十八號線 日本橋に起り、日本橋筋の舊街路を經逢坂筋に至り、商業俱樂部の西北隅より大阪鐵道踏切(天下茶屋に于て)に至

る、

第九十四號線 安治川南通三丁目の南に於て第七十六號線(三)に起り、正南に向ひ新架橋に依りて尻無川を渡り、臨海停

車場の北に於て第百一號線(三)に至る、

第二百三號線 大阪アルカリ會社の西に於て安治川の南岸に起り、第七十六號線(三)に至る、

第二百四號線 大阪アルカリ會社の西に於て安治川の南岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

五等街路

東西線

第二號線 城北村字赤川の南の郡界に起り、正西に向ひ都島水源池の東北角に至り、同處より水源池敷地界に沿ひて淀

川東岸に至る、

第三號線 榎並村の郡界に起り、正西に向ひ都島水源池の南を經過し、淀川東岸に至る、

第五號線 榎並村の郡界に起り、正西に向ひ關西鐵道網島停車場の北・櫻の宮神社の北を經過し、淀川東岸に至る、

第七號線 野田町の東端に起り、網島大長寺前に於て第二百二十八號線(三)に至る、

第八號線 國分寺最寄に於て淀川の西岸に起り、天滿紡績會社の北・大阪府監獄署・避病院の北・凌雲閣の北を經過し

て、那界に至る、

第十一號線 空心町に起り、寺町筋の舊街路を經、寒山寺を貫通し、於初天神の北・曾根崎警察署の北・曾根崎靜觀樓を

經過し、第十六號線(三)に至る、

第十二號線 北野凌雲閣の西に於て第三百三十五號線(五)と第八號線(五)と交叉の點に起り、梅田停車場の北を經過し、浦

江歡喜天の南に於て第四百十號線(五)に至る、

- 第十九號線 福島日本紡績會社の西に起り、正西に向ひ中津川支流の東岸に至る、
- 第二十號線 福島村作橋に起り、正西に向ひ中津川支流の東岸に至る、
- 第二十二號線 福島船津橋と安治川橋との間に起り、正西に向ひ新設堀川第十二號の東岸に至る、
- 第二十三號線 安治川橋に起り、正西に向ひ第十五號線(五)に至る、
- 第二十八號線 第二十六號線(三)に起り、正西に向ひ第五十七號線(五)に至る、
- 第二十九號線 春日出桃山御殿の東に於て第四百四十六號線(五)に起り、第五百五十七號線(五)に至る、
- 第三十二號線 第五百五十七號線(五)に起り、正西に向ひ新設堀川第十四號の東岸に至る、
- 第三十三號線 第五百五十七號線(五)に起り、正西に向ひ正蓮寺川の南岸に至る、
- 第三十五號線 第五百五十八號線(五)に起り、正西に向ひ海岸に至る、
- 第三十八號線 第五百五十九號線(五)に起り、正西に向ひ海岸に至る、
- 第四十號線 西成鐵道安治川口停車場の西に起り、正西に向ひ海岸に至る、
- 第四十一號線 安治川の北岸字櫻島に起り、正西に向ひ海岸に至る、
- 第四十二號線 安治川の北岸字櫻島に起り、正西に向ひ第二十六號線(三)に至る、
- 第四十三號線 安治川の北岸(五)に起り、海岸に至る、
- 第四十六號線 第三百三十五號線(五)と第十號線(三)と交叉の點に起り、大阪歌舞伎座の北に沿ふて櫻橋筋の北端に至る、
- 第五十二號線 小橋の東の郡界に起り、騎兵營所の南・味原池の北を經過し地蔵阪筋の舊街路を經、第三百三十二號線(三)に起り、

- 第五十七號線 大阪鐵道桃山停車場の南の郡界に起り、正西に向ひ毘沙門池の東南に於て第七十五號線(五)に至る、
- 第五十九號線 生野村の郡界に起り、正南に向ひ舍利寺の南を經過し、第七十五號線(五)に至り、夫れより屈折して四天王寺の南に於て第七十六號線(五)に至る、
- 第六十號線 大阪鐵道奈良街道踏切に起りて三度屈折し茶臼山の西に於て第三百三十二號線(三)に至り、夫れより屈折して今宮商業俱樂部の南・今宮神社の前を經過し、大阪鐵道木津の踏切を越え、夫れより舊街路を經西濱町の南部を經過し、郡界に至る、
- 第六十三號線 難波入堀川南の新架橋に起り、難波鐵眼寺の北を經過し、元町筋に至り、夫れより舊街路を經大阪鐵道難波踏切を越え難波西側町に至る、
- 第六十五號線 難波倉の西に於て第七十九號線(三)に起り、舊街路を經難波八阪神社の南を經過し、攝津紡績會社の東に於て第七十號線(五)に至る、
- 第六十六號線 下寺町遊石寺の南に於て第三百三十二號線(三)に起り、正西に向ひ新架橋にて高津入堀川を渡り、同川の一つ西の筋まで至り、同處より舊街路を經、其西端より今宮廣田神社の北を經過し朝日紡績會社の東北隅に至り、同會社北方の舊街路を經其西端より大阪鐵道堀川南の踏切筋に至り、同街路の一部を經又離れて西濱町の北の筋に至り、此筋を經十三間川を渡り材木置場を貫き其の濱通に至る、
- 第七十七號線 梅本橋の西に於て第七十五號線(五)に起り、正西に向ひ第七十六號線(三)に至る、
- 第八十號線 花園橋の西に於て第七十五號線(五)に起り、正西に向ひ第七十六號線(三)に至る、
- 第八十一號線 花園橋の西南に於て第七十五號線(五)に起り、正西に向ひ第二百四號線(四)の東端に至る、

第八十四號線 運河會社堀川の西岸に起り、正西に向ひ第七十六號線(三)に至る、

第八十五號線 岩崎火葬場の西に於て第百八十六號線(五)に起り、正西に向ひ新架橋に依りて尻無川を渡り、第七十六號線(三)に至る、

第八十六號線 岩崎火葬場の東南に於て木津川の西岸に起り、正西に向ひ新架橋に依りて尻無川を渡り、第七十五號線(二)と交叉し、第七十六號線(三)に至る、

第八十八號線 第百九十二號線(三)の尻無川新架橋に起り、第百九十四號線(四)に至り、夫れより正西に向ひ第七十六號線(三)に至る、

第八十九號線 三軒家大阪紡績會社の北に於て木津川の西岸に起り、正西に向ひ新設堀川第十五號の東岸に至る、

第九十一號線 第百九十四號線(四)の尻無川新架橋に起り、正西に向ひ第百九十五號線(三)に至る、

第九十二號線 三軒家大阪紡績會社の南に於て船園場の西岸に起り、正西に向ひ尻無川東岸に至る、

第九十三號線 第百九十五號線(三)の尻無川新架橋の北に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第九十六號線 三軒家船園場の西岸に起り、正西に向ひ新架橋に依りて尻無川を渡り、新設堀川第六號の東岸に至り、第二百四號線(四)と交叉し、第二百十二號線(三)に至る、

第九十七號線 尻無川口の北岸に起り、第二百十二號線(三)に至る、

第九十八號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ尻無川の南岸に至る、

第九十九號線 臨海停車場の北に於て第百九十四號線(四)に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第四百四號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第百九十三號線(五)に至る、

第四百五號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第四百六號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第四百七號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第四百八號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第四百九號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百一號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百二號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百三號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百四號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百五號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百六號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百七號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百八號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第五百九號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十一號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十二號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十三號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十四號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十五號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十六號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十七號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十八號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第六十九號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十一號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十二號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十三號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十四號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十五號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十六號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十七號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十八號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

第七十九號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(三)に至る、

附記 大阪市區改正

第四百一號線

蘆洲村字海老江の東南の郡界に起り、正南に向ひ日本紡績會社の西を經過し安治川橋に至る、

第四百十號線

蘆洲村字浦江の南の郡界に起り、正南に向ひ福島紡績會社の東を經過し、堂島小橋の處にて第十六號線(一)に至る、

第四百三十五號線

中津村字下三番の東南の郡界に起り、梅田新道を経、於初天神西門筋に至り、夫れより曾根崎橋に至る、

第四百三十四號線

豊崎村字南濱の南の郡界に起り、正南に向ひ凌雲閣の東南の官線鐵道の踏切を越え、同所より線路に沿ひ大阪道城東線の踏切を越え、於初天神の東寒山寺の西を經過し、長池筋の一つ西の筋の舊街路を経、其南端より観橋筋の北端に至り、同街路を経て観橋に至る、

第四百三十一號線

龜岡街道の郡界に起り、天滿紡績會社の東を經過し、電気分銅會社の西部を貫通し、織物會社の西を經過し河内町筋の北端に至り、夫れより同街路を経て淀川の北岸に至る、

第四百二十四號線

都島の郡界に起り、正南に向ひ第五號線(五)に至る、

第四百二十二號線

城北村字院生の西南の郡界に起り、正南に向ひ第七號線(七)の東端に至る、

南 北 線

- 第四百二十二號線 鷺洲村字海老江の東南の郡界に起り、正南に向ひ安治川上通一丁目の西端に至る、
- 第四百二十三號線 鷺洲村字海老江の西南の郡界に起り、正南に向ひ攝津製油會社の東南に於て第十五號線(一)に至る、
- 第四百四十五號線 傳法川上流の南岸に起り、正南に向ひ四貫島の西を經過し、六軒家川の西岸に至る、
- 第四百四十六號線 四貫島に於て第二十六號線(二)に起り、正南に向ひ春日出の東を經過し六軒家川の北岸に至る、
- 第四百四十八號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ安治川北岸に至る、
- 第四百五十七號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ西成鐵道安治川口停車場の東を經過し安治川北岸に至る、
- 第四百五十八號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ西成鐵道安治川口停車場の北に至る、
- 第四百五十九號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ安治川北岸に至る、
- 第四百六十號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ安治川北岸に至る、
- 第四百六十一號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ安治川北岸に至る、
- 第四百六十二號線 正蓮寺川の南岸に起り、正南に向ひ第二十六號線(三)に至る、
- 第四百七十號線 道頓堀川日吉橋の南に於て難波裏側に起り、舊街路を經、攝津紡績會社の東・十三間川の東岸に沿ひて郡界に至る、
- 第四百七十二號線 味原池の東に於て第五十二號線(四)に起り、桃山避病院の東北に至り、夫れより正南に向ひ同病院の東南の舊街路に至り、同町を經其の南端より大阪鐵道桃山停車場前に至る、
- 第四百七十四號線 城南練兵場の東に起り、舊街路を經、玉造東雲町に至り、夫れより眞田山の西を經過し餌差町に至り、夫れより味原池の西を經過し桃山英學校の北に至り、同學校前の舊街路を經、其南端より毘沙門池の東に至り、舊街路を經

- 天王寺東門東筋に至り、夫れより舍利寺の西を經過し大阪鐵道城東線奈真街道踏切に至る、
- 第四百七十五號線 地蔵阪筋の東端に起り、第五十三號線(一)・第五十四號線(二)・第五十五號線(三)・第五十六號線(四)の四線と交叉し、毘沙門池の北東の舊街路三つ辻に至り、夫れより舊街路を經奈真街道の屈折點を貫き郡界に至る、
- 第四百七十六號線 陸軍儲行社の西に起り、上本町筋天王寺綿屋町筋を經、其南端より四天王寺東門前に至り、夫れより姑らく舊街路を經、更に直行して大阪鐵道城東線猿山街道踏切に至る、
- 第四百七十七號線 高津御藏跡町に起り、高津入堀川の一つ西の筋を經、新架橋に依りて同堀川を渡り、今宮商業俱樂部の東を經過し郡界に至る、
- 第四百八十一號線 道頓堀川住吉橋に至り、舊街路を經難波裏側に至り、西濱町の東を經過し郡界に至る、
- 第四百八十五號線 富島に於て安治川の南岸に起り、新架橋に依り古川を渡り、第七十五號線(一)に至る、
- 第四百八十六號線 第八十三號線(二)の尻無川新架橋に起り、第八十五號線(三)に至り、夫れより正南に向ひ岩崎火葬場の西・大阪紡績會社の西を經過し第九十四號線(四)に至る、
- 第四百八十七號線 富島下界橋に起り、第七十七號線(五)に至り、夫れより正南に向ひ第八十三號線(六)に至る、
- 第四百八十八號線 安治川南通一丁目に於て安治川の南岸に起り、正南に向ひ第七十五號線(七)に至る、
- 第四百八十九號線 第七十五號線(八)の運河會社堀川新架橋に起り、正南に向ひ新架橋にて尻無川を渡り、新設堀川第十號の北岸に至る、
- 第四百九十號線 安治川南通一丁目の南に於て第七十六號線(九)に起り、正南に向ひ第七十五號線(一〇)に至る、
- 第四百九十一號線 第七十五號線(一一)の新設堀川第四號の新架橋に起り、正南に向ひ新架橋にて尻無川を渡り、木津川の北岸に

至る、

- 第九十三號線 臨海停車場の南に於て第百三號線(三)に起り、正南に向ひ木津川の北岸に至る、
- 第九十六號線 臨海停車場の南に於て第百三號線(三)に起り、正南に向ひ第百十一號線(五)に至る、
- 第九十七號線 臨海停車場の南に於て第百三號線(三)に起り、正南に向ひ第百十一號線(五)に至る、
- 第九十八號線 大關セメント會社の東に於て安治川の南岸に起り、正南に向ひ百一號線(三)に至る、
- 第九十九號線 臨海停車場の南に於て第百三號線(三)に起り、正南に向ひ第百十一號線(五)に至る、
- 第二百號線 大阪セメント會社の西に於て安治川の南岸に起り、同會社の西に沿ひ第七十六號線(三)に至る、
- 第二百一號線 大阪アルカリ會社工場の南に於て第七十六號線(三)に起り、正南に向ひ第七十五號線(三)に至る、
- 第二百二號線 第七十五號線(三)の新設堀川第五號新架橋に起り、正南に向ひ新設堀川第六號の東岸に至る、
- 第二百五號線 安治川口の南岸に起り、第七十六號線(三)に至る、
- 第二百六號線 八幡屋の東南に於て第七十六號線(三)に起り、正南に向ひ第二百十二號線(三)に至る、
- 第二百七號線 安治川口の南岸に起り、第七十六號線(三)に至る、
- 第二百八號線 八幡屋の南に於て第七十六號線(三)に起り、正南に向ひ第七十五號線(三)と交叉し、第二百十二號線(三)に至る、
- 第二百九號線 安治川口の南岸に起り、第七十六號線(三)に至る、
- 第二百十號線 天保山砲臺の東に於て安治川の南岸に起り、正南に向ひ第二百十二號線(三)に至る、
- 第二百十一號線 天保山砲臺の西に於て第二百十二號線(三)に起り、第七十六號線(三)に至り、夫れより正南に向ひ第二百

二號線に至る。

六等 街路

東西線

- 第一號線 城北村字赤川の南の郡界に起り、正西に向ひ都島普源寺の北を經過し淀川の東岸に至る、
- 第六號線 榎並村郡界に起り、大阪鐵道城東線京街道の踏切を越え、第百二十五號線(六)の北端に至る、
- 第九號線 第百線三十一號線(五)の天満堀川新架橋に起り、大阪鐵道天満停車場の南を經過し、第百三十二號線(三)に至る、(停車場前に分岐線を設く)
- 第十三號線 北野凌雲閣の東南に於て第百三十四號線(五)に起り、梅田停車場の北に於て第百三十五號線(五)及第十二號線(五)と交叉し郡界に至る、
- 第十四號線 大阪府監獄署の西に於て第三十三號線(六)に起り、北野綱引天神社の南の舊街路を經、太融寺の北を經過し、第百三十五號線(五)に至る、
- 第十七號線 福島淨正橋に起り、正西に向ひ日本・福島兩紡績會社の北を經過し、中津川東岸に至る、
- 第十八號線 日本紡績會社の西に起り、正西に向ひ中津川東岸に至る、
- 第二十一號線(一) 西成野田字新家の西南に於て第二十四號線(三)と交叉の點より、正西に向ひ六軒家川東岸に至る、
- 第二十四號線(一) 朝日橋の東南に於て第二十五號線(三)と交叉の點より、安治川北通三丁目に至る、
- 第二十五號線(一) 四九條に於て第十五號線(三)と交叉の點より、安治川北通一丁目に至る、
- 第三十一號線 春日出新田に於て第百四十九號線(五)に起り、正西に向ひ島屋新田に於て第百五十八號線(五)に至る、

- 第三十四號線 西成鐵道安治川口停車場北側の東部に起り、正西に向ひ正蓮寺川南岸に至る、
- 第三十六號線 西成鐵道安治川口停車場北側の西部に起り、正西に向ひ島屋新田に於て第六十號線(等五)に至る、
- 第三十七號線 島屋新田に於て第六十六號線(等五)に起り、正西に向ひ海岸に至る、
- 第三十九號線 島屋新田に於て第六十九號線(等五)に起り、正西に向ひ海岸に至る、
- 第四十四號線 天滿紡績會社の東に於て第三十號線(等四)に起り、製帽會社の西北隅、電氣分銅會社の北天滿紡績會社の南、監獄署遊病院の南を經過し第三百三十三號線(等六)に至る、
- 第四十五號線 天滿織物會社の北に於て第三十號線(等四)に起り、同會社の北を經過し第三十一號線(等五)に至る、
- 第五十五號線 大阪鐵道桃山停車場の北に於て第七十二號線(等五)に起り、天王寺區裁判所の北に於て第三十號線(等四)に至る、
- 第五十八號線 國守寺の北の郡界に起り、天王寺東門筋を經、同寺東門に至る、
- 第六十七號線 眞田山の西に於て第七十四號線(等五)に起り、第七十六號線(等五)に至る、
- 第八十二號線 松島の西南に於て第七十五號線(等五)に起り、正西に向ひ第七十六號線(等五)に至る、
- 第九十四號線 三軒家船園場の西岸に起り正西に向ひ尻無川の東岸に至り、第九十五號線(等五)の尻無川新架橋より第九十八號線(等五)に至り、夫れより正西に向ひ第七十五號線(等五)に至る、
- 第一百二號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ第九十二號線(等五)に至る、
- 第一百八號線 木津川の西岸に起り、正西に向ひ新設堀川第十七號の東岸に至る、
- 第一百九號線 新設堀川第十七號の西岸に起り、正西に向ひ第二百十二號線(等五)に至る、

南北線

- 第二百一十一號線 第二號線(等五)の東端に起り、正南に向ひ鯉江川北岸に至る、
- 第二百二十三號線 城北村字赤川の南の郡界に起り、正南に向ひ關西鐵道網島停車場の北に至る、
- 第二百二十五號線 關西鐵道網島停車場の南に起り、正南に向ひ鯉江川の北岸に至る、
- 第二百二十六號線 部島の郡界に起り、正南に向ひ宇香源寺を經過し第二號線(等五)に至る、
- 第二百二十七號線 都島水源池の東南に於て第三號線(等五)に起り、正南に向ひ關西鐵道網島停車場の北に至る、
- 第二百三十三號線 豊崎村字木庄の西南の郡界に起り、正南に向ひ監獄署の西北隅に至り、夫れより同署の西側に沿ひ木幡町筋を經、其南端より難波橋に至る、
- 第三百三十六號線 中津村字下三番の東南の郡界に起り、正南に向ひ第十三號線(等六)に至る、
- 第三百三十八號線 鷺洲村字大仁の南の郡界に起り、正南に向ひ梅田墓地の西を經過し梅田街道を經官線踏切を越え、日本郵船會社大阪支店の西に沿ひ第十六號線(等二)に至る、
- 第三百四十四號線 下福島字安井の東に於て第二十三號線(等五)に起り、正南に向ひ安治川上通二丁目に至る、
- 第三百四十七號線 正蓮寺川の上流森果橋に起り、正南に向ひ春日出新田を經過し六軒家川北岸に至る、
- 第三百五十一號線 改修中津川の南岸に起り、正蓮寺川の北岸に至る、
- 第三百五十二號線 第三百五十一號線に同じ、
- 第三百五十三號線 同上、
- 第三百五十四號線 同上、

第百五十五號線 同上、
第百五十六號線 同上、

第百六十三號線 豐崎村字本庄の南の郡界に起り、正南に向ひ大阪府監獄署の北に至る、

第百六十四號線 豐崎村の郡界に起り、太融寺の西・朝日神明社の西を經過し老松町三丁目に至る、

第百六十九號線 道頓堀川住吉橋と幸橋との間に起り、西濱町の北に於て第五十六號線(三)に至る、

第百七十一號線 玉造八尾町筋の南端に起り眞田山の東・騎兵營所の東を經過し、産湯神社の東南に於て第五十三號線(四)に至る、

第百八十號線 颯川鶴橋に起り、木津大黒神社の西を經過し大阪鐵道踏切に至る、

第百八十三號線 道頓堀川汐見橋に起り、舊街路を經難波裏側に至り、夫れより西濱町の北に於て第五十六號線(五)に至る、

一、堀川の開通

堀川の幅は左の數等に分ちたり、

- 一等 堀川 幅二十五間
- 二等 堀川 幅十八間
- 三等 堀川 幅十二間
- 四等 堀川 幅八間
- 等外堀川 幅三間以上五間以下

一、堀川の各號

一等 堀川

第四號堀川 木津川と道頓堀川との合流點より起り、尻無川と運河會社の堀川交叉點を貫き、新設堀川第十六號と交叉し安治川に通ず、

二等 堀川

第七號堀川 尻無川下流の西岸より築港第二ドックに通ず、(第一ドックとは大橋より南に數へ第)尻無川以東は二等に屬す、
第五號堀川 大阪紡績會社工場の北方に於て木津川の西岸より起り、新設堀川第十五號並尻無川及新設堀川第十六號と交叉し、安治川口に通ず、

- 第七號堀川(二) 難波島の南方に於ける木津川西岸に起り、新設堀川第十五號と交叉し、尻無川下流の東岸に通ず、
- 第八號堀川 木津川下流の西岸より起り、新設堀川第十五號及同第十七號と交叉し築港第四ドックに通ず、
- 第九號堀川 新設堀川第十七號に起り、築港第六ドックに通ず、
- 第十五號堀川 尻無川に起り、新設堀川第五號同第七號と交叉し、同第八號に通ず、
- 第十六號堀川 安治川南岸に起り、新設堀川第四號同第五號と交叉し、尻無川に通ず、
- 第十七號堀川 新設堀川第八號に起り、同第九號同第十號と交叉し、川南南端に至る、

三等 堀川

- 第六號堀川 尻無川と新設堀川第七號の交叉點の西方に起り、安治川口に通ず、
- 第十號堀川 木津川の西岸に起り、新設堀川第十號に通ず、
- 第十二號堀川 西成野田に於ける新設堀川第一號に起り、安治川の上流に通ず、

附記 大阪市區改正

第十三號堀川 正蓮寺川上流の南岸に起り、安治川の北岸に通ず、

第十四號堀川 正蓮寺川下流の南岸に起り、安治川下流の北岸に通ず、

四等堀川

第一號堀川 國分寺最寄に於ける淀川の西岸に起り、天滿紡績會社工場・大阪府監獄及梅田停車場の北方を経て、元四

成酒江及野田を通過し、中津川支流に通ず、

第三號堀川 難波倉の南方に於ける高津入堀川下流屈折點に起り、木津川の東岸に通ず、

等外堀川

第二號堀川 大阪監獄表門南手に於て天滿堀川の西岸に起り、同署の南側に沿ひ天滿西寺町の北方及於初天神社の西北

を経て、曾根崎新地樋上橋の處にて曾根崎川に通ず、

第十一號堀川 梅田停車場の西端に於て、新設堀川第一號より同停車場内舟溜に通ず、

改修堀川

大阪商業學校前の堀川 梅田日本郵船會社大阪支店前より縁橋までは東岸、縁橋以南は西岸の街路敷地を併せ川幅を十二間

(三)とす、

鴨川 大阪鐵道三番踏切の東方に於て此川の屈曲點より第五十六號街路の南側に沿ひ直線に改修し、西濱町西北に於て十

三間川に通ず、

尻無川 新設堀川第四號より以南同第十六號までは川幅を二十五間とし、同第五號と交叉したる點に於て少しく屈曲するも

其前後は一直線とし、同第十六號と交叉の點に於て川幅を五十間とし、夫れより以西は漸次擴張し、同第七號と交叉の點

に至り川幅を六十間とす、此間亦一直線、其れより以西は次第に擴張して港内川口に至り幅員を七十七間とす、此間少しく屈曲す、

一、公園の新設

大公園

第一 北區西成野田の西端第百四十三號街路と中津川の間、第十九號街路と郡界の高に在る凡八萬五千餘坪、

第二 北區川北島屋新田第百六十二號街路以西、第三十八號街路以北の地凡三萬二千餘坪、

第三 東區清堀字味原池産湯の森、及其附近桃畑等を併せたる地凡二萬六千餘坪、

第四 天王寺楓寺毘沙門池及其附近を併せたる地凡五萬七千餘坪、

第五 西區川南の内炭屋新田一帯の地にして、新設堀川第七號と第百號街路の間木津川と第百九十一號街路の間に在る

地凡七萬餘坪、

小公園

第一 北區東成野田第六號と第七號街路の間、第百二十五號街路以東の地凡一千餘坪、

第二 北區櫻の宮の周圍第五號街路以南の地凡七千餘坪、

第三 北區豐崎字國分寺淀川西岸より鶴滿寺へ併せたる地凡五千餘坪、

第四 北區川崎大阪鐵道天滿停車場の北、堀川西北岸の地凡一千坪、

第五 北區北野太福寺境内及其南隣を併せたる地凡一千坪、

第六 北區北野凌雲閣境内及其附近を併せたる地凡四千餘坪、

第七 北區梅田停車場の西北第百三十九號街路の東、第十二號街路以南の地凡一千餘坪、

附記 大阪市區改正

- 第八 北區西成野田通稱野田の藤橋内及其附近を併せたる地凡三千餘坪、
- 第九 北區安治川上通の北第二十三號街路の南、第四百二十二號街路以西の地凡四千餘坪、
- 第十 北區川北字春日出新田桃山御殿遺跡の構内及其附近を併せたる地凡三千餘坪、
- 第十一 北區川北恩賞島新田第百五十七號街路以西、第三十一號と第三十二號街路との間に在る地凡三千餘坪、
- 第十二 南區生國魂神社境内と其附近を併せたる地凡一萬餘坪、
- 第十三 南區今宮廣田神社と惠比須神社境内と其附近を併せたる地凡五千餘坪、
- 第十四 南區難波裏側の南第六十三號街路以北にて、第百八十二號と第百六十九號街路の間に在る地凡八千餘坪、
- 第十五 南區難波材木置場町の東、改修颯川南岸の地凡二千餘坪、
- 第十六 西區川南新設堀川第五號の南、第百八十六號街路の西の地凡四千餘坪、
- 第十七 西區川南第八十一號街路の北、第百八十八號街路以西の地凡四千餘坪、
- 第十八 西區川南尻無川と新設堀川第十五號及同第五號との間に在る地凡七百餘坪、
- 第十九 西區川南新設堀川第五號の南、尻無川西岸に在る地凡七千坪、
- 第二十 西區川南第百九十三號街路の東、第百六號と第百七號街路との間に在る地凡三千坪、
- 第二十一 西區川南臨海停車場の北に於て、第百九十五號街路に跨る地凡六千餘坪、
- 第二十二 西區川南第八十一號街路の南、第百九十八號街路の西に在る地凡三千餘坪、
- 第二十三 西區川南第九十三號街路の南、第百二十二號街路の西に在る地凡三千餘坪、
- 第二十四 西區川南第八十六號街路の南、第百四號街路の東に在る地凡三千餘坪、

一、臨海停車場の位置

臨海停車場は築港各ドック最寄に敷設する數多の鐵道線を轉合統率する所にして、尻無川口の南第百一號と第百三號街路との間の地凡九萬五千餘坪は築港ドックの稍中心に當り、前記の目的を達するに恰も適當の位置と認め、此地に臨海停車場を設くることとせり、

(別案)

萬一築港各ドック同時に成功せず、尻無川より以北のドック先づ竣工し、同川以南のドックは數十年を隔てたる後竣工するが如きことなしとも言ふべからず、然る時は前項臨海停車場の位置偏方に失し不便を感ずべきを以て、更に其位置を築港埠頭大棧橋附近に擬定せざるべからず、依て別案に之を記し本案に添付せり、此場合に於ける停車場の面積は凡六萬四千餘坪とす、

其の設計中街路の號數は、一號より二百十二號に至れるも、四十七・四十八・四十九・五十・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・百十二・百十三・百十四・百十五・百十六・百十七・百十八・百十九・百二十・百二十九・百六十五・百六十六・百六十七・百六十八・百七十三の二十六號線を缺けるを以て(是れは後記市區整理委員會に於て修正削除せるものか)、實際は一百八十六線なり、其れに堀川の十七ヶ所・改修の三ヶ所・公園の二十九ヶ所は設計の眼目なるも、尙其外に、街路の地揚・町名・番地・地割・裏道・小路等に亘りて案を立て、かつ其の總てを圖示せられければ、同設計は當局者の參考となりしもの多かりしなるべし。現に梅田驛より築港埠頭に達する電車線路中の、九條花園橋より以西は其の一等街路なる第七十五號線に當り、玉造より長堀川の北岸に沿ひて梅田築港線に聯絡せる電車線路は其の

二等街路なる第五十一號線に當る。又大阪府の事業として施工せられたる尻無川改修工事も同設計に含まれたる所にして、木津川と道頓堀川との合流點より起りて尻無川に聯絡せしめられたる謂ゆる岩崎運河は、同第四號の堀川筋なり。然るに同設計に對する市の調査は、未だ終らずして年を送りけるに、市街は駁々として膨脹し、各自任意に不完全なる街路を形成し、低地の儘家屋を建築して底止する所なかりしかば、市會は同設計に依りて道路を計畫し、道路の高低程度を定め、以て市民をして準備する所あらしむるの急を認め、同三十三年二月の市會に於て左記の建議を議定して市長に提出し、委員を設置して之を調査せしめんことを促せり。

建議 主意書

新市街道路區畫案に對し、市制第六十一條に依り委員を設け之を調査せしめんとす、抑も本市の膨脹に伴ひ新街衢を形成するに當り、最も慎重の調査をなし百年の長計を畫策すべきは論を俟たず、故に本市は蓋し山口工學博士をして市街道路區畫新舊市接續線路等の設計を爲さしめたる以來年所を経ること已に一年、其間市街の膨脹は駁々乎として止まず、各自任意に不完全なる街路を作り、低地の儘家屋を新築せしもの約壹萬戸を下らず、今にして之を制裁せずんば、實に本市の體面を害ふのみならず、後日巨費を抛て市區改正を行はざるべからざるの不幸に至らば必せり、然るに彼の山口案に對する調査は未だ遅々として何れの日か確定すべきや期すべからざる有様なりとす、素より本問題を大成するは數十年の歲月を要すべしと雖も、自ら緩急順序のあるあり、且下必要の部分に對しては速に其の方針を確定し、市民をして適從する所を知らしめんと欲するに外ならず、其の調査の綱領左の如し、

- 一、山口工學博士の設計に基き、編 町村(築港附帶事業に屬する區域の道路は之を除く)の道路計畫を定むる事、
- 一、道路の高低程度を定むる事、

附ては宅地の高低程度を定むる事、

- 一、右委員中には幾分の市公民を參加せしめ、圓滑なる實施を計るを必要とす、

右市會建議の主旨に有之候間爲念申進候也

明治三十三年二月廿八日

市會議長 森作太郎

大阪市長 田村太兵衛殿

依て市は右の意見を容れ、同年三月市會議員及び市公民より成れる市區整理委員會を設けて、之を調査せしめつゝありける折柄、先年來西區九條町花園橋より築港埠頭に達する電車を敷設するの議起り、市は同三十五年十二月十九日同電氣鐵道を市營事業として敷設するの提案を爲して、同月二十六日の市會に於て可決し、當局の許可を得て之が敷設に着手し、翌三十六年九月十二日に至りて竣成せり。是れ實に大阪市に於ける市營電鐵の嚆矢にして、其の線路は山口工學博士の設計に成れる街路の一部に當れるは、已記の如く同設計を基礎とせしものならん。同電鐵の成りしより市は市内に於ける將來の市街鐵道の總てを市直接に統一經營するの方針を建て、同年十一月の市會に提出して市會は即日之を可決しければ、市營電車の方針は確定せしが、一面に於て市區整理委員會は山口工學博士の設

計に基きて調査の結果成案を得しかば、市長は同委員會の決議に基き圖面に説明書を添付し、其の實施は地主の共同經營に依らしむるものとして同年十一月六日之を市會に提案し、市會は委員に附托して調査せしめ、翌三十七年八月十日の市會に於て、其の已に市街を形成せる部分に對しては將來の必要に際して隨時調査を爲すべく、同案は單に其の將來市街を形成すべく所にのみ實行するものとして可決せしかば、編入新市の已に市街を形成せる以外の所に於ける市街割の方針は決定せり。然るに同年市會に提出せられて議決したる市街鐵道の總てを市直接に統一經營するの方針は、市自身の意思を定め置くのみにては尙足らざるものを察し、市會は同三十九年十一月八日の會議に於て、大阪市内に於ける電氣鐵道は本市自ら經營敷設するものにあらざるよりは、政府に於て必ず之が敷設を特許せられざらんことを望む、若し其れ市外より市營の電氣鐵道に聯絡せんとするものに對しては、特に本市の同意を経たるものに限る旨の意見書を内務大臣に提出して、市營方針の貫徹を政府に通じ、市營電鐵は其の後同方針の下に着々延長のことゝ成れると共に、市營電鐵の敷設は一面市區改正の行はるゝものなるを以て、市區改正としての聲は暫く潜みたりしも、同四十四年に至りて其の議は復た市民の間に高唱せられ、市會は其の議決を以て左記の意見書を大阪府參事會及び内務大臣に提出し、市區改正の實行を促せり。

市區改正に關する建議書

本市會は我市區の整理擴張を爲すことの急なるを認む、依て理事者は當局に對し、市區改正に關する法令の制定を要請し、且つ其の實行方法調査委員會を設立し、以て其の實行に適切なる方法を講究遂行せられんことを望む、

理由 我が大阪市の膨脹發展する状態は駁々として底止する所を知らず、之を既往に稽へ現在に徴するときは、速に市區の整理擴張を爲すにあらざれば市民の安寧幸福は得て増進すべからず、而かも事業は太だ講究畫策を要し、固より容易の業に非ず、其の今日に至るも仍ほ緒に就かざる所以のものは職として事業の至難なるに由らざるはあらず、斯の如く急務にして而かも斯の如く至難なり、之を克く遂行せんと欲せば法令の効力と實行の機關に待たざるべからず、而して法令の形式並に機關の組織に至りては、當路の規畫に依頼するも雖も、其の目的を遂行せんと欲せば更に大に盡すべきものあり、右の理由に依り本市會の決議を以て及建議候也

明治四十四年七月三日

大阪府參事會 中橋徳五郎

大阪府參事會 植村俊平殿

大阪市區改正に關する意見書

我が大阪の地たる實に帝國商業の中心にして、而かも東洋貿易の中樞なり、故に物資の集散人口の増加市區の膨脹頗る顯著にして、其の發達力の盛大なる正に東洋に冠絶す、雖て市街の状態を見るに、其の規模に於て其の體裁に於て、全く大都市たるの形質を虧き、之を改正するは實に今日の急務なり、是れ夙に朝野の齊しく認むる所にして、今其一班を擧ぐれば、舊市街地に在りては道路の幅員狹隘にして交通運輸に便ならず、爲に文明利器の使用を阻却し、民人來往の安全を障害す、又新市街地に於ては街

附記 大阪市區改正

衝極めて不規律にして、道路に廣狹あり、地盤に高低あり、下水排出の設備又全しとせず、其の他一般市民の營業上衛生上慰安上及び防火上に及ぼす所の不利損失の甚大なる弊を言ふに堪へざるものあり、故に今にして英斷果決以て市區改正の舉に出でずんば、常に其の本然の發達を阻害するのみならず、滋其の害因をして深甚ならしめ、本市百々の大計を謬らしむるに至るや必

せり、
惟ふに市區改正の事たる頗る多額の費用と長久の歳月とを要する一大事業なりと雖も、幸に市内を貫通する大道路たるべき場合に在りては、電氣鐵道を敷設しつゝあり、又舊市街地の最大部分に付ては、既定道路敷を回復して街衢を整理せば以て其の目的を達することを得るの便あり、又新に街衢を形成すべき地域に於ては更に多額の資金を要すべしと雖も、市區改正に必要な法令を制定し、相當機關を設置して以て其の大體方針を決定せられんか、克く之を遂行し得べきものあるを信す、今や我が大阪市は地方的一市街にあらず、國家的大都市にして而かも東洋貿易の一大市場なり、故に其の盛衰は延て國家經濟の消長に至大の關係あり、加之市區改正の事業は其の關係する所頗る廣汎なるを以て、之を本市の獨立自營に一任すべきものにあらず、其の機關は必ずや國家的組織と爲すべきものたるを信す、
仰ぎ願くば本市の現状に鑑み、其の將來を慮り、卑見を採納して以て相當の處置を施されんことを、
右市制第三十三條第二項に依り意見提出候也

明治四十四年七月三日
内務大臣法學博士男爵 平田東助 殿

大阪市會議長 中橋徳五郎

是れより市區改正の議は日に其の聲を大ならしめ、市參事會も之に共鳴していよいよ市區改正に關する取調に着手すると共に、東京市區改正條例の準用を政府に出願し、大阪市選出代議士も之に應援

し、交渉大に其の歩を進めければ、同六年四月十一日都市改良計畫調査會を市役所内に設け、助役を以て其の委員長と爲し、委員及び幹事・書記・技手を置きて之が調査に當らしめけるに、政府に於ける大阪市區改正實行の議は大に進みて、大阪市區改正に東京市區改正條例を準用するの法律案も帝國議會を通過し、附屬法規の制定も準備整ひ、已に其の發布を見んとするに至りしかば、大阪市は同年四月一日大阪市役所市區改正部を設け、電鐵部長工學博士杉山清次郎氏を以て、同部長兼任と爲し(同年九月十七日同氏死去の後港灣部長工學博士直木倫太郎氏の兼任となる)、岩田成實(土木課長より兼)・清水熙(電鐵部技術課長より兼)・澤井準一(水道課長より兼)・内山新之助の諸氏を其の首要部員に任じ、以て其の調査に従事せしめけるに、同月十六日法律第三十六號は發布せられ、東京市區改正條例及び東京市區改正土地建物處分規則を大阪市の市區改正に準用することとなりて、六月一日より施行せらる。ついで他の附屬法規も發布せられしかば、大阪市の市區改正は法律上具體的に備はり、大阪市の懸案たりし重大問題の市區改正は、いよいよ着手せらるゝことなり、其の機關たる大阪市區改正委員及び幹事は左記の如くに任命せられて、規程上内務次官は同會の委員長となる。

大阪市區改正委員會委員

- 委員長 内務次官 小橋一太
- 大阪市長 池上四郎
- 大阪府知事 林一藏
- 内務省地方局長 添田敬一郎

肉務省土木局長 堀田 貢
 肉務省衛生局長 杉山四五郎
大正八年四月十二日關東廳事務總長に轉任、資格消滅
 内務省監察官 池田 宏
 兼參事官
 内務省警保局長 川村竹治
 内務省土木技師 近藤虎五郎
 鐵道院副總裁 石丸重美
大正八年七月七日
 逓信省通信局長 米田奈真吉
逓信省通信局長
 大阪税關長 松本 脩
 逓信省通信局長 中川 健藏
大正八年六月二十五日休職に付、資格消滅
大正八年七月七日
 農商務省商務局長 岡本英太郎
 大阪市會議員 酒井猪太郎
 大阪市會議員 和田榮太郎
 大阪市會議員 巖 又兵衛
 大阪市會議員 增田種松
 大阪市會議員 中井準太

大阪市會議員 本田友衛
 大阪市會議員 二川茂助
 大阪市會議員 沼田嘉一郎
 大阪市會議員 種田喜兵衛
 大阪市會議員 佐々木辰之進
 大阪府會議員 湯淺豐太郎
大正八年九月二十四日任期滿了、資格消滅
 大阪府會議員 藤阪寅次郎
大正八年九月二十四日任期滿了、資格消滅
 大阪府會議員 上 道菊治
大正八年九月二十四日任期滿了、資格消滅
大正八年七月廿六日
 大阪府會議員 吉 津 度
大正八年七月廿六日
 大阪府會議員 多賀谷 謙
大正八年七月廿六日
 大阪府會議員 前野芳造
 海軍少將 布目滿造
 陸軍騎兵大佐 高洲一萬太郎
大正八年七月廿七日
 内務省衛生局長 潮 惠之助

醫學博士 佐多愛彦
 醫學博士 佐野利器
 醫學博士 岡 胤信
 大阪市區改正委員會幹事
 大阪府内務部長 柴田善三郎
大正八年八月二十日朝鮮總督府學務局長に轉任、資格消滅

醫學博士 緒方正清
大正八年七月二十日死去
 大阪市區改正部長 直木倫太郎
 醫學博士(臨) 片岡 安
大正八年九月八日
 大阪府内務部長 上田 萬平

然るに大阪市役所市區改正部において、同年七月十五日を以て市區改正準備の爲め、大阪市・西成郡・東成郡・中河内郡・北河内郡・豊能郡及び三島郡の全部に亘り、其の土地に立入りて測量調査の許可ありしかば、先づ其の都市計畫の範圍に屬すべき豫定地域を、東成・西成兩郡の全部並に大阪市北區中の島一丁目新築市廳舎を中心とする半徑五哩の圓圈内に包含せられたる相互從關係を有せる近郊諸町村と定めて、同月より此の豫定地域の全部に亘り、先づ參考資料として計畫區域内の地圖及び住宅地域・商業地域・工業地域・以上三種混合地域・美觀地域・低濕地域の分別、現在道路の幅員・延長及び面積、大阪市及び接續町村の土地の低段・中段・高段の區別、大阪市に於ける風向・風力及び雨量、大阪市及び接續町村内に於ける軌道(汽車)の延長、大阪市最近十ヶ年間の死亡歩合、大阪市上水道

敷設前後に於ける消化器病及び傳染病發生患者數、神社・佛閣・名所・舊蹟の來歴大要及び面積の調査、大阪市内學區圖、計畫區域内の工場及び市場分布圖、計畫區域内の區町村人口靜態調査圖、計畫區域内の人口密度調査圖を製し、基本調査として大阪市内に於ける重要路線及び市の内外に亘れる交通量並に圖表、大阪市廳を中心とする時間帶圖、大阪市人口分布圖、大阪府及び市郡別各種車輛現在數、大阪府近郊鐵道及び軌道乗降旅客數及び貨物發着噸數調、計畫區域内の工場調、大阪市内重量通過圖等を調製し、計畫準備として計畫區域内の交通圖、同主要幹線の詳細書を製して、最後に都市計畫中の骨子たるべき交通運輸系統の大綱に關する成案を得、大正八年十一月同市區改正部長外四名の部員連名にて市長に提出し、市長は本市の發展と交通の現狀に鑑み、永久に公共の安寧を維持し、且福利を増進する爲め、大正九年度以降に於て先づ交通運輸系統の整正に着手したき旨の書面に、同設計書及び圖面を添へて同十二月一日之を内務省に於ける大阪府改正委員長に進達せり。依て委員長は大阪府改正委員會を招集して、同年十二月十三日より内務省に同委員會を開きて、特別委員附托となり、特別委員は同日及び十五・十六の三日間に亘りて開會審議し、委員長は翌十七日本會を招集して會議を開き、以て更に特別委員會の議決せるものに對して審議決定し、内閣の認可を受け、同月十三日内務大臣は之を公告すべき旨の訓令を大阪市長に發し、大阪市長の大正九年一月二十一日告示第一號を以て告示したるもの、即ち左記の大阪府改正の設計街路是れなり。

大阪市區改正設計

街路の部

第一、街路の等級幅員及構造は左の標準に依る

- 一、廣路 幅員二十四間以上
- 二、一等大路は左の三類とす
 - 第一類 幅員二十間以上
 - 第二類 幅員十六間以上
 - 第三類 幅員十二間以上
- 三、二等大路は左の二類とす
 - 第一類 幅員拾間以上
 - 第二類 幅員六間以上

二等大路以上其の他必要なる街路には舗裝工事を施行す
 等二、橋梁の幅員及構造は左の標準に依る

- 一、長三十間未滿の橋梁の幅員は街路幅員と同一とす、但し交通の情勢に依り街路幅員の十分の八迄と爲すことを得

二、長三十間以上の橋梁の幅員は街路幅員の三分の二迄短縮することを得、但し二等大路第一類線にありては八間を下ることを得ず

三、橋梁の主要部は鐵・石・鐵筋「コンクリート」等不燃質耐久材料を以て築造するものとす

四、假設橋梁に付ては大阪市區改正委員會の議を経て前各號に依らざることを得

第三、二等大路第一類以上の街路に非ざれば復線軌道を敷設することを得ず

第四、設計の實施に方り測量の結果其の設計に些少の異動を生ずる場合は大阪市區改正委員會の議定に依り之を變更したるものを以て本設計と看做す

第五、街路の新設及擴張並其の位置及幅員左の如し

一、廣路

一、大阪驛前北野角田町三百四十九番地の一より大江橋・淀屋橋並長堀川及道頓堀川の各新橋梁を経て難波驛前難波新地五番町五十三番地の一に至るの路線 幅員廿四間

二、一等大路の部

第二類

一、九條通一丁目七百三番地の一より本田町・端藏藏橋南詰・木津川新橋梁及江戸堀北通二丁目を経て肥後橋南詰に至り北折し肥後橋及渡邊橋を経て東梅田町三百十四番地の一に

至るの路線

幅員十六間

二、難波新地三番町四十五番地の一に於て廣路第一號線より分岐し賑橋西詰に至るの路線

幅員十六間

第三類

一、肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し西長堀橋及深里橋を経て一等大路第二類第二號線終點と接続し市場橋を経て宮津町三百五十六番地の一に至るの路線

幅員十三間

二、鳴尾町二番地の一より天神橋及松屋町筋を経て天王寺逢阪下之町三番地々先に至るの路線

幅員十三間

三、上福島中五丁目十四番地より西野田茶園町を経て鷺洲町海老江三百二番地の八に至るの路線

幅員十二間

四、大阪驛前曾根崎中二丁目二百番地の三地先より北野大深町及北野牛丸町を経て中津町下三番百十九番地の二に至り西折し十三橋南詰に至るの路線

幅員十二間

五、堂島大橋南詰より上福島及鷺洲町を経て中津町下三番四百三十五番地の四に於て前號路線に接続するの路線

幅員十二間

六、谷町三丁目三十四番地の一より森之宮東之町四百六十一番地地先に至るの路線

幅員十二間

七、上本町六丁目百六十五番地の一より下味原町八十二番地の四地先に至るの路線

幅員十二間

八、難波河原町二丁目千五百八番地の一より日本橋筋三丁目に至り南折し惠美須須町二丁目四十三番地の三地先に至るの路線

幅員十二間

九、市岡町五百四十八番地の一より北福崎町三樋入堀新橋梁を経て出崎町一丁目八番地地先に至るの路線

幅員十二間

十、一等大路第三類第一號線終點より今宮町を経て住吉公園に至るの路線

幅員十二間

十一、肥後橋南詰に於て一等大路第二類第一號線より分岐し西國橋を経て淀屋橋南詰に於て廣路第一號線に接続するの路線

幅員十二間

十二、上本町二丁目三番地の一より谷町六丁目を経て西賑町二十一番地地先に至り曲折し末吉橋を経て長堀川北岸に沿ひ伯樂橋西詰に至り南折し松島町二丁目十八番地地先に至るの路線

幅員十二間

十三、一等大路第三類第二號線終點より天王寺西門前逢阪上之町三千六百七十二番地の一

地先に至るの路線

幅員十二間

十四、天神橋筋六丁目七百十五番地より長柄橋南詰に至るの路線

幅員十二間

三、二等大路の部

第一類

一、廣路第一號線起點より天滿橋筋四丁目に至り南折し天滿橋を経て谷町六丁目五十番地の一地先に於て一等大路第三類第十二號線に接続するの路線

幅員十一間

二、三軒家上之町六十四番地の三より泉尾町尻無川渡船場及市岡町を経て南安治川通三丁目五十一番地に至るの路線

幅員十一間

三、泉尾町四十九番地の十六に於て前號路線より分岐し新千歲町百二十六番地に至るの路線

幅員十一間

四、木津北島町一丁目五番地地先より津守村を経て敷津村加賀屋三百五十二番地地先に至るの路線

幅員十一間

五、京橋一丁目一番地先より上本町二丁目を経て同町九丁目に至り西折し権寺町に至り南折し天王寺村阿倍野二千六十三番地の一に至るの路線

幅員 十間

六、北安治川通三丁目四百八十二番地地先より春日出橋並正蓮寺川及傳法川の各新橋梁を

- 經て新淀川左岸北傳法町四丁目百四十四番地の四に至るの路線 幅員 十間
- 七、西野田茶園町七百七十一番地の二に於て一等大路第三類第三號線より分岐し中津川及傳法川の各新橋梁並稗島村を經て常吉町二十一番地に至るの路線 幅員 十間
- 八、一等大路第三類第十四號線終點より長柄橋を經て西中島村柴島三十四番地に至るの路線 幅員 十間
- 九、善源寺町二十五番地より榎並町野江字渡守三百二十七番地の一に至るの路線 幅員 十間
- 十、東雲町一丁目七十八番地先より森之宮東之町及鯉江町蒲生を經て前號路線終點に接續するの路線 幅員 十間
- 十一、空心町二丁目十四番地の一に於て二等大路第一類第一號線より分岐し淀川新橋梁及東野田町を經て鯉江町蒲生字鎌田二百七十六番地に至るの路線 幅員 十間
- 十二、上本町九丁目百四十六番地地先に於て二等大路第一類第五號線より分岐し天王寺勝山通を經て鶴橋町猪飼野字大池百五十五番地の二地先に至るの路線 幅員 十間
- 十三、天王寺寺田町三千五百五十一番地より北百濟村を經て平野郷町平野泥堂字堀の角三百八十二番地地先に至るの路線 幅員 十間

- 十四、一等大路第三類第一號線終點より南霞町九百七十八番地の一地先に至るの路線 幅員 十間
- 十五、木津川東岸津守村南島三百九十七番地より天王寺村及田邊村を經て平野郷町平野泥堂字堀の角三百八十三番地に於て二等大路第一類第十三號線に接續するの路線 幅員 十間
- 十六、東野田町二百十番地の三に於て二等大路第一類第十一號線より分岐し中野町を經て澤上江町三百四番地の一地先に至るの路線 幅員 十間
- 十七、二等大路第一類第十號線起點より中本町を經て神路村大今里七百三十五番地に至るの路線 幅員 十間
- 十八、一等大路第三類第七號線終點より鶴橋町を經て前號路線終點に接續するの路線 幅員 十間
- 十九、二等大路第一類第十一號線終點より中本町・神路村及鶴橋町を經て北百濟村新在家四百八十七番地地先に於て二等大路第一類第十三號線に接續するの路線 幅員 十間
- 二十、粉濱村北溝筋六百三十一番地の二に於て一等大路第三類第十號線より分岐し敷津村柴谷に至るの路線 幅員 十間

第二類

- 一、梅田橋北詰より曾根崎川及安治川の北岸に沿ひ二等大路第一類第六號線起點に接続するの路線
幅員 八間
- 二、今宮村水渡六百二十二番地の一に於て一等大路第三類第十號線より分岐し木津川落合上渡船場・千島町・泉尾町・尻無川甚兵衛渡船場・北福崎町・三槌入堀新橋梁並安治川松ヶ鼻及正蓮寺川の各渡船場を経て西島町二百二十三番地に於て二等大路第一類第七號線に接続するの路線
幅員 八間
- 三、鷺洲町海老江百六十七番地の一より同町八百八十三番地の五に於て一等大路第三類第三號線に接続するの路線
幅員 八間
- 四、江戸堀上通二丁目二十五番地に於て一等大路第二類第一號線より分岐し筑前橋・田蓑橋及梅田橋を経て中津町下三番二百三十七番地に於て一等大路第三類第四號線に接続するの路線
幅員 八間
- 但し二等大阪第二類第一號線起點より西梅田町三百九十五番地に至る區間は幅員十二間とす
- 五、本田三番町十七番地地先より九條町辰巳橋・市岡町及田中町を経て七條通二丁目三番

地地先に至るの路線

- 幅員 八間
- 六、南恩加島町十八番地より木津川千本松渡船場に至るの路線
幅員 八間
- 七、二等大路第一類第三號線終點より新千歲町四十一番地地先に至り曲折し木津川西岸平尾町五十五番地地先に至るの路線
幅員 八間
- 八、新千歲町四十一番地地先に於て前號路線より分岐し鶴町三丁目に至るの路線
幅員 八間
- 九、小林町百七十五番地地先より木津川西岸千島町二百五十六番地の一に至るの路線
幅員 八間
- 十、千島町二十五番地地先に於て二等大路第二類第二號線より分岐し木津川に併行し平尾町四十四番地地先に於て二等大路第二類第七號線に接続するの路線
幅員 八間

第六、在來の街路にして已定の幅員に満たざるものは之を整理し已定の幅員と爲すものとす

大阪市區改正委員會に於て決定したる此の設計街路は、大阪市區改正事業の骨格となれる幹線街路にして、今後計畫せらるべき幾多の筋肉的施設の基本となべきものなり。其の街路の分布状態は別に添付せる圖面に見ゆる所の如くにして、前記明治二十一年に成れる街路の設計、及び其の後山口工學博士の手に成りし街路の設計と相似たるところなきにあらざれども、明治二十一年の設計は、接続町村の

編入以前にありて市内電車の夢想せられざる時代の設計なり、又山口工學博士の設計は編入せられたる新市の地を主とせる設計にして、之に聯絡上必要なる街路の數線を舊市に畫きしものなり。何れも將來の發展を見越せるものなるも、大阪市の發展著しからざりし當時に於けるものなるを以て、其の區域の狭くして不備の點少からざるに反し、今回の設計は日露戰役後に於ける財界の好況に依りて發展せるの際に、歐洲戰役の影況を受けて更に發展せる市勢の現況に鑒み、尙將來の大發展を見越して計畫せられたる設計なるを以て、前回のそれとは其の基礎觀念に於て已に霄壤の差あるのみならず、此の設計は大阪市及び大阪市を中心として、廣く郊外の諸町村に向ひて交通の聯絡を圖れる大阪市未曾有の大設計なり。此の設計に依りて定められたる街路以外の幹支線も今後計畫せらるべく、又其の路線に當らざる在來の街路は總て之を已定の幅員に復して整理せらるべければ、東洋一の市場たる大阪は幹支整然たる街路となりて大都市たるの形質備はり、現況一變して交通運輸の便は開け、市民の安寧と福利は初めて増進せらるべし。されば此の市區改正の一日も早く着手せられて其の完成の日を見たきは、市民の齊しく翹望せる所なるも、かゝる大事業の急速に完成し得らるべきにあらざれば、其の成らざる間はなほ現在の狀態下にありて経過せざるべからず。しかも市勢の發展は豫想の外に出で、其の交通量は激甚を極め、路面の損傷は實に甚しく、市民の不便を感ずること尠からずして、市區改正の着手を待つ能はざるものありければ、市會は大正八年三月二十九日左記の建議書を市長に提出して、

之が改良工事の着手を望めり。

道路面改良に關する建議

本市内道路面改良上工事者に於て、沿道土地家屋所有者若しくは其の他の利害關係者を勸説し、其の費用の幾部を出捐せしめ以て改良工事の普及に努められんことを望む。

理由 近時一般通行の激増に伴ひ、路面の損傷日に甚しきを加へ、市民の不便利を感ずるもの實に夥しとせず、是れ獨り吾が大阪市のみならずして、吾が國の大都市比々皆然らざるはなしと雖、未だ之が改良の完さを得たるものなき所以のもの、畢竟之、經費の多大にして其の負擔の困難なるに無由せずんばならず、然れども路面改良の費用の如きは其の全部を市費の負擔に俟つの要なく、寧ろ密接なる利害關係を有する沿道土地家屋の所有者等に其幾分を負擔せしむるの妥當なる場合少しとせず、理事者須く各街路に於ける交通の實狀を參酌し、適當なる歩率を定め、工事費の一部を寄附せしめ、速く路面改良の實績を擧げられんことを切望す。

右建議候也

大正八年三月二十九日

大阪市長 池上四郎 殿

大阪市長 池上四郎 殿

市區改正街路の設計當時に於て、路面改良の要を認められたること已に此の如し、復た以て市區改

正の一日も緩うすべからざるものあるを想察するに足る。然るに大正八年四月四日法律第三十六號を以て都市計畫法は發布せられ、ついで附屬法規も發布せられて、都市計畫法は大正九年一月一日より施行せられしかば、大阪市區改正は都市計畫と變じ、大阪市區改正委員會は都市計畫委員會と化し、都市計畫委員會は都市計畫中央委員會と都市計畫地方委員會とに分かた。即ち東京市區改正條例適用時代に於ける市區改正委員會に比すれば、復數制となるも、中央委員會は全國の都市計畫を統一するものにして、内務省に置かれ關係各省高等官及び學識經驗あるものを委員に命じて内務大臣之が會長となり、地方委員會は都市計畫施行の市に置かれて、市長・關係各廳の高等官・市會議員・府會議員・市吏員・學識經驗あるもの及び臨時委員に依りて組織せられ、地方長官之が會長となり、會長は中央地方とも會議を總理し、委員會を招集し、會議の議長となる。會には幹事・技師・書記・技手の職員を置きて、庶務及び技術に當らしむ。而して其の都市計畫委員會の議決を経べき事項は、地方委員會の議決を以て都市計畫委員會の議決とせるも、(一)都市計畫區域の全部に亘れる計畫及び其の變更、(二)都市計畫事業にして都市計畫區域内に住居する者に特に重大なる利害關係あるもの及び其の變更、(三)前記の外内務大臣に於て特に必要を認められたるものは、地方委員會の議決を経たる後、中央委員會の議決を経ざるべからず。中央委員會に於て其の地方委員會に於て議決したる事項を修正して議決したるときは、更に之を地方委員會に廻付して地方委員會之に同意すれば都市計畫委員會の議決とな

るも、若し地方委員會が其の修正に同意せずして別段の議決を爲したるときは、内務大臣の適當と認むる議決を以て都市計畫委員會の議決と見做さる。而して都市計畫法は前記の如く大正九年一月一日より施行せられて中央委員會成り、地方委員會たる都市計畫大阪地方委員會の委員及び幹事以下の職員も漸次任命せられて成立し、都市計畫大阪地方委員會は大正九年九月九日を以て其の第一回會議を大阪府廳に開かれて、都市計畫大阪地方委員會規則を議定し、且其の常務委員を定めらる。

都市計畫大阪地方委員會委員

會長	大阪府知事	池松時和	七月一日	遞信局長	河合 藩
	大阪市長	池上四郎	七月一日	鐵道局長	大道良太
	大阪稅關長	杉 一 郎	七月一日	大阪市會議員	樋口伊之助
	大阪府内務部長	上田萬平	繼 續	大阪市會議員	中井 隼 太
	大阪府警察部長	田中千里	繼 續	大阪市會議員	巖 又兵衛
	内務省監察官兼 内務省參事官	池 田 宏	繼 續	大阪市會議員	種谷喜兵衛
	海 軍 少 將	布目滿造	繼 續	大阪市會議員	二川 茂 助
	陸軍騎兵大佐	高洲一萬太郎	繼 續	大阪市會議員	沼田嘉一 郎

繼 續	大阪市會議員	酒井猪太郎	七月一日	勳 四 等	今西林三郎
繼 續	大阪市會議員	増田種松	七月一日	勳 四 等	秋岡義一
繼 續	大阪市會議員	本田友衛	七月一日	從五位勳五等 工學博士	岡 胤 信
繼 續	大阪市會議員	和田榮太郎	七月一日	工學博士	片岡 安
繼 續	大阪市會議員	佐々木辰之助	七月一日		永田仁助
七月一日	從四位勳五等 醫學博士	佐多愛彦	七月一日		山岡順太郎
七月一日	大阪府會議員	井上嘉兵衛	七月一日	鐵道技師(臨)	高橋三省
七月一日	大阪府會議員	青田勝晴	八月廿四日	大阪府會議員(臨)	石原善三郎
七月一日	大阪府會議員	大橋房太郎	八月廿四日	大阪府會議員(臨)	松村榮三郎
七月一日	大阪府助役	關 一	八月廿四日	大阪府會議員(臨)	山岸安昌
七月一日	大阪府助役	直木倫太郎	八月廿四日	大阪府會議員(臨)	藤阪寅次郎
七月一日	工學博士	岡崎芳樹	八月廿四日	大阪府會議員(臨)	木下重次郎
七月一日	正四位勳三等	岡崎芳樹			
都市計畫大阪地方委員會常務委員					
	大阪府内務部長	上田萬平		大阪府助役	關 一
	大阪市會議員	酒井猪太郎			
				大阪府會議員	二川茂助

大阪市會議員 沼田嘉一耶
 大阪市會議員 巖 又兵衛

大阪府會議員 大橋房太郎
 正四位勳三等 岡崎芳樹

六月十四日 專 任 大須賀 巖
 七月一日 大阪府役所土木部長(兼)岩 田成實

七月一日 大阪府技師(兼)田中吉二

一月一日 内山新之助
 二月二十三日 中西甚作

一月一日 高松信明
 七月二十一日 大屋靈城

かくて都市計畫委員會成り、職員も置かれて機關整備せり。しかも大阪市區改正委員會に於て議決せられたる前記の街路設計は、都市計畫の一部たる幹線街路中一部の新設擴張のみに過ぎざるを以て、幹線殘部の街路並に幅員十間未滿の補助街路、及び都市計畫の區域、編入町村の決定を初め、工業地城・商業地城・住宅地城の決定、風紀地區・美觀地區・倉庫地區の指定、土地の區畫整理、大小公園、運動場・市場・屠場・墓地・火葬場の施設、住宅經營、港灣の設計、河川運河の新設擴張整理、高速度交通機關及び路面電車の設計、上水道・下水道並に汚物の處理、其の他百般の計畫は同委員會に於て

て議定せられざるべからず。且其の計畫遂行の事業年度割等も、今後同會に依りて決定せらるべき問題なり。此等幾多問題の計畫及び遂行は大阪府市共に影響する所大なるを以て、大阪府は都市計畫課を設けて之に關する諸般の調査を爲し、又大阪府は都市計畫の中心にして、原則として計畫遂行の位置に立てるを以て、従前の大阪府役所市區改正部を、大正九年四月二日より大阪府役所都市計畫部と改稱して港灣部長工學博士直木倫太郎氏は引續き同部長となり、各課長主任以下を置きて諸般の調査に當らしめ、都市計畫委員會の職員と互に策應して其の歩を進めつ、あれば、今後調査の進行するに従ひ、都市計畫委員會の議決を経て大專業たる此の大阪都市計畫及び事業は、漸次其の歩を進めて之が遂行を見るに至るならん。

398
120

終